

- 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）の一部を改正する省令案 別表

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式(第41条の6
関係)

無線設備等の点検実施報告書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿

免許人（予備免許を受けたものを
含む。）の氏名又は名称（氏名を自
筆で記入したときは、押印を省略
できる。）

(印)

第10条第2項
電波法 第18条第2項 の規定により、私所属の無線局について無線設備等の点検を
第73条第4項

行ったので、点検結果通知書を添えて提出します。

点検年月日		無線局の種別	
免許の番号		識別信号	

点検を行った場所	
登録検査等事業者名	
備考	

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 点検の種別を区分する該当条項の不要の文字は削除すること。
- 3 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には、「予備免許通知書の番号」、
法第18条第2項の点検である場合には「許可の番号」を記載すること。
- 4 一の登録検査等事業者が複数の無線局の点検を実施した場合には、本報告書の
各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当
該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。
- 5 代理人による提出の場合は、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代
理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

別表第五号の四 記載事項等変更届出書の様式（第 43 条第 5 項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

記載事項等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注 1）

- 電波法施行規則第 43 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法施行規則第 43 条第 4 項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- （注 2）

記

1 届出者（注 3）

住 所	都道府県—市区町村コード [
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 免許を受けた無線局に関する事項（注 4）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許番号	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注 1 第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る場合は、所轄総合通信局長宛てとすること。
- 2 変更の届出を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。
- 3 届出者の欄は、次によること。
- (1) 住所については、都道府県—市区町村コードは、日本工業規格 J I S X 0401 及び X 0402 に規定する都道府県及び市区町村コード（以下「都道府県コード」という。）及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。た

だし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 4 ①の欄から③の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、総務大臣が別に告示するコード表（以下「コード表」という。）により該当するコードを記載し、免許規則第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許の場合を除く。）に指定されている識別信号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
- 5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の五 基幹放送局事業計画変更届出書の様式（第43条の2第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

基幹放送局事業計画変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名 印

電波法施行規則第43条の2第1項の規定により、事業計画を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 区分（注1）（注2）

- (1)経営形態及び資本又は出資の額
- (2)主たる出資者及びその議決権の数
- (3)役員に関する事項
- (4)基幹放送の業務又は放送法第118条第1項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要
- (5)10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (6)10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項
- (7)週間放送番組の編集に関する事項
- (8)放送番組の編集に関する基本計画
- (9)放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (10)その他の事項

2 提出書類（注1）（注2）

- 変更後の定款又は寄附行為〔上記1(1)関係〕
- 免許規則第4条第2項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記1(2)～(6)関係〕
- 新たに選任された役員等の履歴書〔上記1(2)～(6)関係〕
- 4月又は10月の週間番組表〔上記1(7)関係〕
- 変更事項について新旧を対比したもの〔上記1(8)～(10)関係〕

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 免許規則別表第二号第1に定める基幹放送局の無線局事項書22の欄「事業計画等」の記載方法を参考のこと。

別表第五号の六 基幹放送局事業収支結果報告書の様式（第43条の2第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

基幹放送局事業収支結果報告書

年 月 日

総務大臣 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

印

電波法施行規則第43条の2第2項の規定により、（注）の放送事業収支結果について、別紙のとおり届け出ます。

別紙 事業収支結果報告書

注 「年度（第 期）」又は「第 期（年 月 日から 年 月 日まで）」のように記載すること。

別表第五号の七 非常局の無線設備の機能試験の免除申請書の様式（第43条の3第1項関係）

非常局の無線設備の機能試験の免除申請書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注1）

無線局運用規則第9条ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を求めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 非常局の無線設備の機能試験の免除に関する事項（注3）

① 識別信号	
② 免許の番号	
③ 免除を求める理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 申請者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入

したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から③の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、非常局の無線設備の機能試験の免除を求める理由を記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- 無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）の一部を改正する省令案 別表

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）（第3条第2項及び第16条第2項関係）

無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

収入印紙貼付欄
（注2）

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 - 無線局免許手続規則第16条の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 - 無線局免許手続規則第16条の規定により、無線局の再免許を受けたいので、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があった場合は、当該変更後のもの）に変更がないため、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

有 無

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	

⑥ 備考	
------	--

4 電波利用料（注 8）

① 電波利用料の前納（注 9）

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期限まで前納します。（法第 13 条第 2 項に規定する無線局を除く。） <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注 10）

1 と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。

(1) 複数の無線局を申請する場合は、3 の①の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を⑥の欄に記載すること。

(記載例) 10W 1 局×6,700 円
 1 W 1 局×3,550 円
 合 計 10,250 円

(2) 第 8 条の 2 の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

(3) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

3 免許の申請を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄					備 考
1 免許の申請の場合	1	2	3	(① ② ⑤ ⑥)	4 5	

2 再免許の申請 の場合	1 2 3 4 (注) 5	(注) ②にあつては、電 波利用料納入告知 書送付先に変更が ある場合に限る。
-----------------	---------------	--

- 5 申請者の欄は、次によること。
- (1) 住所については、日本工業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下「都道府県コード」という。）及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 6 法第 5 条に規定する欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。
- 7 ①の欄から⑥の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、総務大臣が別に告示するコード表（以下「コード表」という。）により該当するコードを記載し、第 15 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請（アマチュア局を除く。）の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。
 - (3) ③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (4) ⑤の欄は、施行規則第 9 条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
 - (5) ⑥の欄は、次によること。
 - ア 2 の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - イ 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
 - ウ 固定局の免許の申請を行う場合であつて、法第 102 条の 2 第 1 項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、指定希望の有無を記載すること。
 - エ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 8 法第 103 条の 2 第 14 項に該当する場合は、記載を要しない。
- 9 施行規則第 51 条の 10 の 6 第 3 項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。
- (1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する口にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
 - (2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当

する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期限までの期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第2項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□にレ印を付け、1年を単位とする期間を記載すること。

- 10 電波利用料納入告知書について、1と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。
- 11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便法施行規則第31条第1項第2号に規定する郵便切手等（以下、郵便切手等という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 12 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）（第20条の5第2項及び第20条の8第2項関係）

特定無線局免許（再免許）申請書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注1）

収入印紙貼付欄
(注2)

- 電波法第27条の3の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の6の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第20条の8の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の9の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第20条の8の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）に変更がないため、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
(注3)

記（注4）

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)		
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ		
			印

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

有 無

3 免許又は再免許に関する事項（注7）

① 特定無線局の種別	
② 包括免許の番号	
③ 包括免許の年月日	
④ 希望する包括免許の有効期間	
⑤ 備考	

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）

1 と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
 2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。
 3 免許の申請を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
 4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 3 (① ④ ⑤) 4 5	
2 再免許の申請の場合	1 2 3 4 (注) 5	(注) 電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

- 5 申請者の欄は、次によること。
 (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は

要しない。

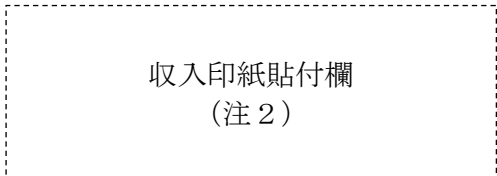
- 6 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。
- 7 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。
 - (1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (2) ②の欄及び③の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。
 - (3) ④の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
 - (4) ⑤の欄は、次によること。
 - ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
 - ウ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 8 電波利用料納入告知書送付先の欄は、次によること。
 - (1) 法第103条の2第14項に該当する場合は、記載を要しない。
 - (2) 電波利用料納入告知書について、1と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注5に準じて記載すること。
- 9 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 10 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の三 無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）（第 25 条の 10 第 1 項及び第 25 条の 14 第 2 項関係）

無線局登録（再登録）申請書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注 1）



- 電波法第 27 条の 18 第 2 項の規定により、無線局の登録を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条の 10 第 3 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 - 無線局免許手続規則第 25 条の 14 第 1 項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
- （注 3）

記（注 4）

1 申請者（注 5）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 電波法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無（注 6）

有 無

3 登録又は再登録に関する事項（注 7）

① 無線設備の規格	
② 無線設備の設置場所	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 備考	

4 電波利用料（注8）

① 電波利用料の前納（注9）

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の登録の有効期限まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

1と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒（ ）
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- 3 登録の申請を行う場合又は再登録の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 登録の申請の場合	1 2 3 (① ② ③ ⑦) 4 5	
2 再登録の申請の場合	1 2 3 (④ ⑤ ⑥ ⑦) 4 (注) 5	(注) ②にあつては、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5 申請者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入

したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 ①の欄から⑦の欄までの記載は、次によること。

(1) ①の欄は、登録を受けようとする無線局の無線設備の規格について施行規則第 17 条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。

(2) ②の欄は、次によること。

ア 移動しない無線局にあつては、登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもって「135. 30. 30」のように記載すること。ただし、施行規則第 16 条第 1 号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇—〇—〇」等と記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。

イ 移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

(3) ③の欄は、次によること。

ア 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

イ 周波数については、使用する周波数を記載すること。

ウ 空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載すること。

(4) ④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。

(5) ⑥の欄は、施行規則第 9 条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(6) ⑦の欄は、次によること。

ア 2 の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

8 法第 103 条の 2 第 14 項に該当する場合は、記載を要しない。

9 施行規則第 51 条の 10 の 6 第 3 項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

(1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する口にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の登録の有効期限までの期間のうち、1 年を単位とする期間を記載すること。

10 電波利用料納入告知書について、1 と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注 5 に準じて記載すること。

11 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

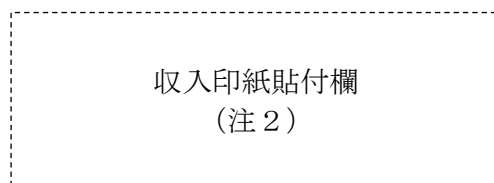
12 申請書の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の四 無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）（第25条の17第1項及び第25条の19第2項関係）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注1）



- 電波法第27条の29第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の17第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 - 無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 電波法第27条の20第2項第1号への該当の有無（注6）

有 無

3 登録又は再登録に関する事項（注7）

① 無線設備の規格	
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	

⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	
⑧ 備考	

4 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注8）

1と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 ()
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

- 2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- 3 登録の申請を行う場合又は再登録の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 登録の申請の場合	1 2 3 (① ② ③ ⑧) 4 5	
2 再登録の申請の場合	1 2 3 (④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧) 4 (注) 5	(注) 電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5 申請者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 6 法第 27 条の 20 第 2 項第 1 号への該当の有無について、該当する口にレ印を付けること。
- 7 ①の欄から⑧の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、登録を受けようとする無線局の無線設備の規格について施行規則第 17 条各号のうちいずれかの無線局の無線設備の規格を記載すること。
- (2) ②の欄は、登録に係る全ての無線設備を設置しようとする区域を記載すること。ただし、移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、次によること。
- ア 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。
- イ 周波数については、登録を受けようとする全ての無線局が使用する周波数を記載すること。
- ウ 空中線電力については、登録を受けようとする全ての無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載すること。
- (4) ④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。
- (5) ⑥の欄は、施行規則第 9 条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
- (6) ⑧の欄は、次によること。
- ア 2 の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
- イ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 8 電波利用料納入告知書送付先の欄は、次によること。
- (1) 法第 103 条の 2 第 14 項に該当する場合は、記載を要しない。
- (2) 電波利用料納入告知書について、1 と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注 5 に準じて記載すること。
- 9 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 10 申請書の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 住所	都道府県－市区町村コード [_____] 〒 (_____) _____
	電話番号 (_____) _____ フリガナ
6 法人又は団体及び代表者名	
7 希望する運用許容時間	
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 日目の日
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード
	基幹放送の種類コード
11 放送事項	コード
	目的別種類
12 識別信号	
13 基幹放送局の名称	
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2 枚目

15 無線局の区別			
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード
17 無線設備の工事費			
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称		法人又は団体	
		フリガナ	
		代表者名	
		姓	フリガナ
		名	フリガナ
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力			
22 事業計画等		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
23 備考			

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

24 無線局の区別		使用する無線設備の区分			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線
都道府県-市区町村 コード	世帯数 (A)	放送区域内の 世帯数 (B)	比率 ($\frac{(B)}{(A)} \times 100$) (%)		
	合計				

25 放送区域内の世帯数情報

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

26 無線局の区別						
27 放送区域	使用する無線設備の区分					
	<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所	<input type="checkbox"/> 主送信機	<input type="checkbox"/> 予備送信機	<input type="checkbox"/> 主空中線	<input type="checkbox"/> 予備空中線
	都道府県－市区町村コード			全部・一部の別		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		
				□全部 □一部		

長
辺

28 無線局の区別		放送区域内の世帯数 (A)	ブラケット・エリア内の世帯数 (B)	比率 ($\frac{(B)}{(A)} \times 100$) (%)
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			
<input type="checkbox"/> 送信所	<input type="checkbox"/> 予備送信所			
	<input type="checkbox"/> 主送信機			
	<input type="checkbox"/> 主空中線			

29
ブラケット・エリア内の世帯数情報

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

6枚目

長 辺	30 無線局の区別	
	31 通信事項コード	
	32 通信の相手方	

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 17 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 12 (注1) 13 14 15 (注2) 24 (注3) 26 (注4) 28 (注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 16 から 23 までの欄に変更がある場合に限る。 (注3) 25 の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 27 の欄に変更がある場合に限る。 (注5) 29 の欄に変更がある場合に限る。 (注6) 31 の欄又は 32 の欄に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2 1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

(2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の

日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

6 5の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7 6の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

8 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

9 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「平成28年12月21日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある場合は記載を要しない。

10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、当該事項を記載すること。日付指定については、注9の日付指定の場合に準じて記載すること。

11 10の欄は、コード表により該当するコード（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）を記載すること。

12 11の欄は、次によること。

(1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合（(2)から(5)までの場合を除く。）、放送事項を放送の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。）により、次のように記載すること。なお、コード欄は、コード表により該当するコードがある場合に限り記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

（記載例）

コード 01 報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）

コード 02 教育（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）

コード 03 教養（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）

コード 04 娯楽（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）

コード 06 その他（通信販売番組等）

イ コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合

（記載例）

生活情報（道路交通情報、病院の案内、天気予報等）

行政情報（市町村議会情報、市町村広報等）

観光情報（観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等）

(2) 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

（記載例） 何県においてテレビジョン放送を行つている放送事業者の放送番組

（記載例） 何県において中波放送を行つている放送事業者の放送番組

- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
ア 博覧会等の用に供する場合
（記載例） 何博覧会の案内等に係る事項
イ 災害発生時に役立つ場合
（記載例） 何地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項
- (5) 中継国際放送を行う基幹放送局の場合
放送事項を次のように記載すること。
（記載例） 何外国放送事業者により行われる中継国際放送に係る事項
- 13 12 の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
- (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
- 14 13 の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。
- 15 14 の欄は、次によること。
- (1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。
ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。
- | 占有周波数帯幅の範囲 | 記載方法 |
|----------------|------------|
| 0.001Hz～999Hz | H001～999H |
| 1.00kHz～999kHz | 1 K00～999K |
| 1.00MHz～999MHz | 1 M00～999M |
| 1.00GHz～999GHz | 1 G00～999G |
- (2) 希望する周波数の範囲は、「何 kHz から何 kHz まで」のように記載するほか、次によること。
ア 受信障害対策中継放送、短波放送を行う基幹放送局又は第2条第5項の告示で定める基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。
イ 超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャネルを「每秒 240 キロビット」のように併せて記載すること。
- (3) 空中線電力の記載は、次によること。
ア 電波の型式の別に記載すること。
イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力を併せて記載すること。
ウ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。
（記載例） X 7 W 10W 最大実効輻射電力 33W
F 3 E F 8 E 2.5W 最大実効輻射電力 8.3W
- (4) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

16 15、24、26、28 及び 30 の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合には希望する名称）を記載すること。

17 16 の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所（「何県何市何町〇-〇-〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

18 17 の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 申請に係る基幹放送局が同一人に属する他の基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うもの場合は次のように記載すること。

(記載例) 総 額 7,200 千円
 送信設備 4,200 千円
 受信設備 1,600 千円
 土地・建物 1,100 千円
 そ の 他 300 千円

(注) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合であつて、土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

(2) (1)以外の基幹放送局の場合は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区 分		金 額	備 考
送信所の機械設備	(記載例) 送信機 空中線系 空中線柱 電源装置 その他の設備 計	(千円)	
演奏所の機械設備	演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計		
受信所の機械設備	受信機 空中線系 その他の設備 計		
土 地	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		
建 物	送信所		

	演奏所 受信所 事務所等 計		
その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 S Tリンク 工事雑費等 計		
合	計		

(注1) 備考の欄は、次によること。

(ア) 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。

(イ) 土地又は建物の規模等を「畑地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

(注2) 送信所、演奏所、受信所等の土地若しくは建物の購入又は借用、送信空中線の共用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

19 18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20 19の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2項第1号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通

信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

- (5) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じであるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同じである場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同じであるとき

- 21 20の欄は、次により記載すること。

- (1) 19の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

- (2) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じであるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同じである場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同じであるとき

- 22 21の欄は、次により記載すること。

- (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

- (2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

- (3) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるように適宜の区分に分けて、別途記載すること。

- (4) 次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じであるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア 記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同じである場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

イ 超短波多重放送を行う基幹放送局の場合において、記載する内容が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局のものと同じであるとき

- 23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 免許の申請 の場合	(1) (注1) (注2) (注5) (注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。
	(2) (注1) (注2) (注3)	(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3) (注1) (注2) (注3) (注10)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(4) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12)	(注4) 学園の基幹放送局の場合は、審査に関する事項については記載を要しない。
	(5) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12)	(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。
	(6) (注1) (注2) (注10)	(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(7) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)	(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
	(8) (注1) (注6) (注7) (注10) (注12)	(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。
	(9) (注1) (注10) (注12)	(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
	(10) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)	(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(11) (注1) (注4) (注7) (注10) (注12)	(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。）の場合は、提出を要しない。
	(12) (注1) (注3) (注10) (注12)	(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。
	(13) (注1) (注8)	
	(14) (注1) (注9)	
	(15) (注1) (注2) (注3) (注7) (注10) (注11)	
	(16) (注1) (注2) (注3) (注7) (注10) (注11)	
	(17) (注1) (注2) (注3)	
	(18) (注1) (注2) (注3) (注7) (注10) (注12)	
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	(1) (注1) (注2) (注6) (注9)	(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(2) (注1) (注2) (注6)	(注2) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(3) (注1) (注2) (注6) (注9)	(注3) 学園の基幹放送局の場合は、審査

	(4) (注1) (注2) (注6) (注9) (注11) (5) (注1) (注2) (注6) (注9) (注11) (6) (注1) (注6) (注9) (7) (注2) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11) (8) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11) (9) (注6) (注9) (注11) (10) (注2) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11) (11) (注2) (注5) (注9) (注11) (12) (注2) (注9) (注11) (13) (注3) (注7) (14) (注3) (注8) (15) (注1) (注2) (注5) (注6) (注9) (注10) (16) (注1) (注2) (注5) (注6) (注9) (注10) (17) (注1) (注2) (注6) (注9)	<p>に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注4) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。</p> <p>(注7) 地上基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注8) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注10) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。</p>
3 再免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (注5) (注10) (3) (注1) (注2) (注3) (注10) (4) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12) (5) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12) (6) (注1) (注2) (注10) (7) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12) (8) (注1) (注6) (注7) (注10) (注12) (9) (注1) (注10) (注12) (10) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12) (11) (注1) (注4) (注10) (注12) (12) (注1) (注3) (注10) (注12) (13) (注1) (注8) (14) (注1) (注9)	<p>(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該地上基幹放送局のものと同様である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同様であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) 学園の基幹放送局の場合は、審査に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。</p> <p>(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注7) 放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p>

(15)	(注1) (注2) (注3) (注10) (注11)	(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。
(16)	(注1) (注2) (注3) (注10) (注11)	(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
(17)	(注1) (注2) (注3)	(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
(19)	(注1)	(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額 及びその株式数	増資予定の期日、額 及びその株式数	増資後の資本の額 及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社 (設 立 中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数 及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄付行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工 事 費	(千円)	
創 業 費		
そ の 他		
合 計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに、外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

フリガナ 氏名又は名称	住 所	職 業	総議決権に 対する比率	備 考
			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては、出資者、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び公益社団法人にあつては、社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては、評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては、「何事業」、個人にあつては、「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資予定のものについてはその旨

イ 外国人等の占める議決権の数

フリガナ 氏名又は 名称	住所	職業	総議決権に 対する比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等が 当該出資者 に占める議 決権の比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%	/	/	/	
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計	/	/	外国人等の間接に占める議決権の比率の計	

	%	%	
合計	外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計		%

- (注1) 外国人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者及び同条第4項第3号ロに掲げる者並びに施行規則第6条の3の2第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項及び第6項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。
- (注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの(注4)から(注6)に準じて記載すること。
- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち100分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。
- (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。
- (ア) 当該出資者に2以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。
- (イ) 施行規則第6条の3の2第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する2以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるものこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。
- (注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (ア) 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (イ) 当該出資者に2以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- (注6) 備考の欄は、アの(注7)(ア)、(イ)及び(ロ)に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。
- (注7) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては、社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては、評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。
- (4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	総議決権に 対する比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決	備考
--	------------	----------------	---	----

			権を有する場合、当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある1又は2以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
--	--------	----------------------	----

自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4) (注1) アからウまで、(注2) 及び(注3) に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4) (注1) アからウまでについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4) (注1) アからウまでに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間(テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。))及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等(協会が開設するものに限る。)に限る。以下この注において同じ。)及び他か

ら供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計	備考						
時間 分 (分)	字	時間	分 (分)	%			
※字幕付与可能な1週間の放送時間	解	時間	分 (分)	%			
時間 分 (分)							

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号（報道は（報）、教育は（育）、教養は（養）、娯楽は（娯）、その他は（他）と表示）に従い、個々に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。）について、字幕放送及び解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「㊦」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を（ ）で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記

号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法より、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育			
教養			
娯楽 その他			
合計	時間 分	100.00%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、ア(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの

以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に（補完： ）で再掲すること。

（注3） 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に（有料： ）で再掲すること。

（注4） 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとのに細分すること。

ウ ローカル番組

（ア） ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

（イ） 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

（ウ） ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

（エ） 総合計

総合計（ア） + （イ） + （ウ）	時間 分 (%)
--------------------	------------

（注1） 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

（注2） アの放送番組表に基づいて記載すること。

（注3） 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

（注4） 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

（注1） アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間（分）及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

（注2） ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

（注3） 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

（ア） 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間（他から供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
------	-------------------------	--------------

(ニュース) 放送事業者 小計	時間	分 ()	分 ()	%	
その他の者 小計	時間	分 ()	分 ()	%	
計 (①)	時間	分 ()	分 ()	%	
(ニュース以外 の番組) 放送事業者 小計	時間	分 ()	分 ()	%	
その他の者 小計	時間	分 ()	分 ()	%	
計 (②)	時間	分 ()	分 ()	%	
合計 (①+② =③)	他社の放送番組	時間	分 ()	分 ()	%
備考	自社の放送番組	時間	分 ()	分 ()	%

(注1) 供給者名の欄は、ア (ア) Aの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、ア (ア) Aの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、ア (ア) Aの放送番組表の合計の欄の時間から合計 (③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に () で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の番組の記載

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数	
計		
(ニュース以外の番組)	番組数	
計		
合計	番組数 ()	%

(注1) 供給者名の欄は、ア (ア) Bの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア (ア) Bの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に () で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	計 番組数	
(ニュース以外の番組)	計 番組数	
合計	番組数 (%)	

(注1) 供給者名の欄は、ア (イ) の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア (イ) の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に () で再掲すること。

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	計 時間 分	
(ニュース以外の番組)	計 番組数	
合計	時間 分 (%)	

(注1) 供給者名の欄は、ア (ウ) の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、ア (ウ) の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

(イ) 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合におい

て、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）を記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(11)までの事項について、開局当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	事業 収支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費（放送局 設備供給役務料）										
その他										
2 売上原価										
放送費										

技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益(5+6-7)										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行う実用化試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注5) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込みがある場合は、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ記載すること。

(注6) 次の書類を添付すること(地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 放送料表

(イ) 最近の決算期における計算書類(施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。)

(ウ) その他参考となる書類

(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

(注8) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送

局の場合を除く。)

(7) 収益

区 分	1 週間平均の回数	単価	1 週間平均の収入	1 年間の収入
(記載例) 放送料	回	千円	千円	千円
A タイム 30 分				
15 分				
B タイム 30 分				
15 分				
A スポット				
B スポット				

(注1) アの表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

科目	金額	根拠
	千円	

(注1) (7)の注に準じて記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を()で再掲すること。

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名又は名称	住所	1年間の利用 見込金額	1年間平均の 利用頻度		備考
			回数	時間	

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、22の欄の別紙の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(7) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における

る実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

24 23の欄は、次によること。

(1) 申請に係る基幹放送局が他の基幹放送局の放送番組を同時に中継して放送するものにあつては、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番組の中継の方法を記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該他の基幹放送局とする。

(2) 申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

(3) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び呼出符号等又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。

(4) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間帯(曜日等により異なるときは、その旨)を記載すること。

(5) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、コミュニティ放送の実施予定地域(申請者が地域住民の需要にこたえ放送を実施しようとする地域をいう。)を次のように記載すること。

(記載例) コミュニティ放送の実施予定地域は、(何)市の一部

(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(7) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

(8) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

25 25の欄は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域(下記注26の(3)ア(イ)の周波数によるものとする。)が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満(ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注27において同じ。)であるときは、市、区、町又は村を単位に記載する

こと。

(2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

26 27 の欄は、次によること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄には、第7条第1項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。

(2) 全部・一部の別の欄には、放送区域が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(3) 第7条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従って表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合は、その基幹放送局が無線設備を共有する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うもの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

(ア) 希望する空中線電力が100ワット以上（ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は10ワット以上。）であるときは20万分の1以上の精密度を有する地図に、100ワット未満であるときは5万分の1以上の精密度を有する地図に基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第2条第15号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度による等電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

(イ) 放送区域及び等電界強度線を表示するに当たっては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること（これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは、当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。）

A 中波放送を行う基幹放送局の場合

1,000kHz

B 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

85MHz

C テレビジョン放送を行う基幹放送局の場合

600MHz

(ウ) 放送区域、等電界強度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ ア以外の基幹放送局（短波放送を行う基幹放送局であつて、国際放送又は中継国際放送を行うものを除く。）の場合

アに準じて記載すること。

- 27 29 の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。
- (1) 使用する無線設備の区分の欄は、該当する□にレ印を付けること。
 - (2) 放送区域内の世帯数の欄には、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。
 - (3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄には、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。
$$D = 60\sqrt{P}$$
Dは、送信空中線からの距離 (m)
Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値 (kW)
 - (4) 比率の欄には、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率 (%) を記載すること。
- 28 31 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 29 32 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何 (又は免許人) 所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
- 30 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 31 無線局事項書 (添付図面を除く。) の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。
- 32 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

無線局事項書	
1 免許の番号	(局分)
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県—市区町村コード [
	〒 (—)
7 氏名又は名称及び代表者名	電話番号 () —
	フリガナ
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： ____ . ____ . ____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： ____ . ____ . ____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月以内の日
11 無線局の目的コード	
	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

16 無線局の区別				
17 無線設備の設置場所又は常置場所	区分			<input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 常置場所
	設置場所番号	設置場所の 区別コード	都道府県- 市区町村コード	住 所
	船舶又は航空機名			フリガナ
	主たる停泊港又は定置場			

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

18 無線局の区別				
19 移動範囲		基本コード	付加コード	備考
長 辺	20 船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所とする場合)	区分	<input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機	
		所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
21 備考				

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 (注) 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	(注) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 16 (注2) 18 (注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 17の欄に変更がある場合に限る (注3) 19の欄から21の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15	

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載し、第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)

(3) 実験試験局(特定実験試験局を含む。以下この注において同じ。)又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

(4) 電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。)の無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局又は2以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

- (5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第11号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、当該事項の記載を省略することができる。
- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「平成28年12月21日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。
- 11 10の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。
- 13 12の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 14 13の欄の記載は、次によること。
- (1) 「何（又は免許人）所属何固定局」等のように記載すること。
 - (2) 個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
 - (3) 気象援助局（設備規則第54条の2の2に規定する条件に適合する無線局に限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である場合は、通信の相手方に「(固定観測)」を付記すること。
 - (4) 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

- 15 14の欄の記載は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

- 16 15の欄の記載は、次によること。
- (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
 - イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
 - ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。
 - (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
 - (イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。
 - (3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。なお、特定実験試験局については、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を併せて記載すること。
- 17 16及び18の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 18 17の欄の記載は、次によること。
- (1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。）
 - ア 設置場所の□にレ印を付けること。
 - イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○—○—○何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
 - ウ 無給電中継装置については、当該装置を使用するいずれかの無線局に属するものとしてその設置場所を記載すること。

- (2) PHSの基地局の場合
 設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所（「何県何市何町○—○—○何ビル屋上（又は公衆電話ボックス上）」等のように記載し、フリガナを付けること。）を記載すること。
- (3) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合
 設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を記載すること。
- (4) 移動する無線局の場合
 ア 常置場所の□にレ印を付けること。
 イ 無線設備の常置場所（船舶又は航空機を設置場所とするもの及びV S A T地球局を除く。）を(1)のイに準じて記載すること。
 ウ 船舶又は航空機を設置場所とするものにあつては、船舶又は航空機名の欄に船舶の場合はその名称（フリガナを付けること。）、航空機の場合はその国籍記号及び登録記号を記載すること。船舶又は航空機を常置場所とするものにあつては、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。
 エ V S A T地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びV S A T制御地球局の無線設備の設置場所を記載すること。
- 18 19の欄は、移動する無線局に限り、コード表により該当するコードを記載するか、当該欄の備考欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」又は「何県、その周辺、上空」のように記載すること。
- 19 20の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する□にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。
- 20 21の欄の記載は、次によること。
- (1) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。
- (2) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所とする無線局の場合で、検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
- (3) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
- (4) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験試験局が開設されており、その既設の特定実験試験局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、無線局根本基準第6条第2項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。
- (5) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結している場合は、その契約の内容（第15条第2項の規定により記載を省略するときには、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号）を記載すること。
- (6) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。
- ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通

信局長をいう。)を同じくする設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信及び同条第6号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

イ 当該特定基地局の通信区域(当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定無線局にあつては、当該包括免許に係る特定無線局の無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。)に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

ウ 簡易無線局

エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた施行規則第6条第4項第2号に規定する特定小電力無線局(特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。)

オ 放送番組の素材を中継する無線局

カ 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(平成24年総務省令第59号)第1条による改正前の設備規則第49条の16及び第49条の16の2に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8) 海岸局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を併せて記載すること。

(9) エリア放送を行う地上一般放送局にあつては、「エリア放送の業務区域は別添のとおり。」と記載し、エリア放送の業務区域を記載した地図を添付すること。また、地上基幹放送(中波放送、短波放送及び超短波放送を除く。)の受信を目的とする受信設備に混信又は障害を与えないことが確認できる書類並びに特定ラジオマイク(設備規則第49条の16に規定する特定ラジオマイクをいう。)及びデジタル特定ラジオマイク(設備規則第49条の16の2に規定するデジタル特定ラジオマイクをいう。)との混信防止のための運用調整に関する資料を添付すること。

(10) 2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(11) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

21 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

22 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

23 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県—市区町村コード { _____ } 〒 (_____) _____
	電話番号 (_____) _____
7 氏名又は名称及び代表者名	フリガナ _____
	英文 _____
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日
11 無線局の目的コード	
	<input type="checkbox"/> 従たる目的 _____
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	

長
辺

14 識別信号	[MMS I]
	[NBDP]
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短 辺

(日本工業規格A列4番)

16 無線局の区別			
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [J]	
		<input type="checkbox"/> F2B ch 70	W
		<input type="checkbox"/> F3E	W
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [K]	
		<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz	W
		<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz	W
		<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz	W
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [L]	
		<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz	W
		<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz	W
		<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz	W
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz	W
		<input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz	W
		<input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz	W
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [S]	
		<input type="checkbox"/> F2B ch 70	12.5W
		<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz間隔の周波数 182波	12.5W
		<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 25 kHz間隔の周波数 91波	12.5W
		<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [M]	
		<input type="checkbox"/> QON 9350 MHz	0.4W
		<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [Q]	
		<input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz	1.0W
		<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]	
		<input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz	5.0W
		<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz	5.0W
		<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz	5.0W
<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz	0.05W		
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]			
<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz	5.0W		
<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz	0.05W		
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [P]			
<input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17)	W		
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [T]			
<input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz	W		

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

18 無線局の区別		
19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	(2)	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [W] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> H3E 27524 kHz W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I] <input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> F3E ch 15 ch 17 W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> レーダー [G] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [R] <input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W <input type="checkbox"/> その他の設備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(1) 以外の無線設備	
20 無線設備の設置場所		フリガナ
		船舶名
		英文
21 停泊港コード		
22 主たる停泊港		
23 船舶の所有者		<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
24 船舶の運行者		
25 船舶の用途コード		
26 総トン数		
27 旅客定員コード		
28 長さコード		
29 国際航海従事		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

4 枚目

30	無線局の区別	
31	電気通信業務の取扱範囲	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
32	航行する海域コード	
33	航行区域又は従業制限コード	
34	船舶番号又は漁船登録番号	
35	信号符字	
36	加入海岸局	正加入
		準加入
37	施行規則第28条第2項の無線設備等	局種コード
		無線設備の名称
38	施行規則第28条第3項の無線設備等	局種コード
		無線設備の名称
39	施行規則第28条第6項の無線設備等	局種コード
		無線設備の名称
40	法第33条及び第35条関連（義務船舶局の場合に限る。）	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機[英文 (518kHz)] <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機[和文 (424kHz)] <input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[超短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[中短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[中短波帯及び短波帯] <input type="checkbox"/> 無線航法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備 型名 [] 識別信号 [] 免許の番号 []
		<input type="checkbox"/> 法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 型名 [] 識別信号 [] 免許の番号 [] <input type="checkbox"/> その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） [] <input type="checkbox"/> 法第35条第2号の措置 （ <input type="checkbox"/> 他の者への委託） <input type="checkbox"/> 法第35条第3号の措置
41	備考	

長
辺

短 辺

（日本工業規格A列4番）

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 16 (注2) 18 (注3) 30 (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 17の欄に変更がある場合に限る。 (注3) 19の欄から29の欄までに変更がある場合に限る。 (注4) 31の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 14 15 16 17 18 19	

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。

(2) 船舶地球局の再免許の申請の場合に限り、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。

(3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、

コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶局にあつては、英文による表記を付記すること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成28年12月21日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。
- 11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 13 12の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 14 13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
- 15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
 - (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
- 16 15の欄は、船舶地球局の場合に、17の欄及び19の欄は船舶局の場合に記載することとし、次によること。
 - (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
 - イ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。
 - (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
 - (イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0. 001Hz～999Hz	H001～999H
1. 00kHz～999kHz	1 K00～999K

1. 00MHz～999MHz	1 M00～999M
1. 00GHz～999GHz	1 G 00～999 G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何 MHz から何 MHz まで何波」のように記載すること。この場合において、免許規則第 10 条の 2 第 1 項の規定による総務大臣が別に告示する記号によつて記載する場合は、「4—22MHz (T 1 U 1 01) 30 波」のように記載すること。また、シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「10kHz 間隔の周波数 100 波」のように付記すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、船舶地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何 MHz から何 MHz まで」のように記載することができる。
- (3) 船舶局にあつては、各無線設備に、該当する機器並びに希望する電波の型式、周波数及び空中線電力について、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の機器並びに電波の型式並びに周波数及び空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。
- (4) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。
- 17 16、18 及び 30 の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 18 20 の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては、英語による名称を付記すること。
- 19 21 の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の 2 桁で記載すること。
- 20 22 の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。
- 21 船舶地球局においては、23、25 から 29 まで及び 31 から 35 までの欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を 40 の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。
- 22 23 の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。
- 23 24 の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。
- 24 25 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 25 26 の欄は、次によること。
- (1) 国際航海に従事する船舶については、国際総トン数を具体的に記載すること。
- (2) 国際航海に従事しない船舶については、国内総トン数を具体的に記載すること。
- (3) 国際航海に従事しない船舶であつて、国際トン数証書の交付を受けているものについては、(2)に加え、41 の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。
- 26 27 の欄及び 28 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 27 29 の欄及び 31 の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 28 32 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。
- 29 33 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 30 34 の欄は、「123456」又は「TK 2—1234」のように記載すること。
- 31 35 の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。
- 32 36 の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従

い記載すること。

33 37 の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、コード表により該当するコードを記載すること。

34 38 の欄及び 39 の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種については、コード表により該当するコードを記載し、無線設備の名称は具体的に記載すること。

(記載例) TGインマルサットC

35 40 の欄は、船舶局に限り記載することとし、次によること。

(1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の[]には該当する事項を記載すること。この場合におけるインマルサット船舶地球局の無線設備は施行規則第 28 条の 2 第 1 項のインマルサット船舶地球局のものに限るものとし、インマルサット高機能グループ呼出受信機は施行規則第 28 条第 9 項のインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備を含むものとする。

(2) (2)の欄は、法第 35 条の規定による措置をとらなければならない船舶局の場合に限り、そのとることとした措置について記載し、該当する□にレ印を付け、同欄の[]には該当する事項を記載すること。この場合において、同条第 2 号の措置をとることとした船舶局であつて当該措置を他の者に委託する場合は、その契約書の写しを添付すること。

(3) (2)の契約書の写しは、予備免許を受けた後、落成後の検査までに提出することができる。この場合においては、41 の欄にその旨を記載すること。

36 41 の欄の記載は、次によること。

(1) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。

(2) 非義務船舶局であつて、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)第 2 条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

(3) 船舶安全法第 4 条第 1 項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。

(4) 当該船舶局の送信設備が施行規則第 11 条の 3 第 3 号又は第 4 号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものである場合は、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第 8 条第 1 項の型式名及び検定番号を記載すること。

(5) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。

(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8) 船舶局にあつては、電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者から電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

(9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

37 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

38 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

39 第 2 条第 3 項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第4 航空機局及び航空機地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別コードの欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県－市区町村コード [_____]
	〒 (_____) _____
7 氏名又は名称及び代表者名	フリガナ
	英文
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的
	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
16 無線設備の設置場所	航空機名 (登録記号)

長
辺

17 主たる定置場	
18 航空機の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
19 航空機の運行者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
20 航空機の用途コード	
21 航行区域	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国際
22 気密室の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
23 最高飛行高度	<input type="checkbox"/> ft <input type="checkbox"/> m
24 航空法第60条の規定に該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
25 航空機の型式	
26 個体識別コード	
27 備考	

短 辺

(日本工業規格A列4版)

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 13 14 15	

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。
- (2) 航空機地球局に限り、再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。
- (3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。
- ア 免許の申請の場合
 実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
- イ 再免許の申請の場合
 実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航空に従事する航空機にあつては、英語による名称を付記すること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄及び10の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の

場合は、「平成 28 年 12 月 21 日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。

11 11 の欄及び 12 の欄は、は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、11 の欄に主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

12 13 の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」等のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方である人工衛星局が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

13 14 の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

14 15 の欄は、次によること。

(1) 電波の型式は、次によること。

占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第 2 から第 4 までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。

ア 占有周波数帯幅を 3 数字及び 1 文字（H、K、M 又は G）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の 0 並びに文字の K、M 及び G を用いないこと。

イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じた H、K、M 又は G の文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

(2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何 MHz から何 MHz まで何 kHz 間隔の何波」のように記載すること。この場合において、総務大臣の告示に基づき周波数を記号によつて記載する場合は、「3MHz から 22MHz まで（CAR CEP CWP FE EA WII WIII）94 波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、航空機地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何 MHz から何 MHz まで」のように記載することができる。

(3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

15 16 の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

16 17 の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。

17 航空機地球局においては、18、20 から 23 まで及び 25 の欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする航空機局の航空機に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該航空機の登録記号及び当該航空機局の免許の番号を 27 の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。

18 18 の欄は、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

19 19 の欄は、航空機地球局に限り記載することとし、免許人（免許の申請の場合にあつては、申

請者とする。)又はその他の別を該当する口にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。

20 20の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

21 21から24までの欄は、該当する口にレ印を付け、23の欄については最高飛行高度を記載すること。

22 25の欄は、国土交通省が発給する航空機登録証明書に記載された航空機型式を記載すること。

23 26の欄は、406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を設置する場合に限り記載することとし、当該無線機に付された個体識別コードを記載すること。

24 27の欄は、次によること。

(1) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。

(2) 航空機地球局の場合に限り、当該無線局の装置が航空機の安全運航又は正常運航に関する通信に利用しないものである場合は、その旨を記載すること。

(3) 当該航空機局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものである場合は、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式及び検定番号並びに台数を記載すること。

(4) 航空法第127条ただし書の許可を受けた外国の航空機である場合は、その旨を記載すること。

(5) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(6) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(7) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

27 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第5 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

1 枚目

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体
6 住所	都道府県－市区町村コード [_____] 〒(_____) _____
	電話番号 (_____) _____ フリガナ
7 法人又は団体及び代表者名	
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： _____ . _____ . _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的
	基幹放送の種類コード
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 人工衛星の名称	

長
辺

16 電波の型式並びに希望する
周波数の範囲及び空中線電力

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

17 無線局の区別						
18 人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅	人工衛星の名称	
	対地静止衛星以外の人工衛星	軌道の傾斜角				
		周期				
		遠地点の高度				
近地点の高度						
	軌道の種類	コード []				
19 打上げ予定時期						
20 使用可能期間						
21 軌道に関する事項						
22 目的を遂行できる位置の範囲						
23 予備衛星の数						
24 同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの		宇宙物体の数				
		打上げ予定時期				
25 人工衛星の打上げ場所						
26 人工衛星の国際標識番号						
27 人工衛星の姿勢制御方式						
28 人工衛星の所有者						
29 人工衛星を打上げるために使用するロケットの種類						
30 受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲						
31 備考						

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3 枚目

32 無線局の区別	
33 放送区域等	
34 無線設備の工事費	
35 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36 放送法第 2 条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
38 事業計画等	<p>(別紙)</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 役員に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 試験の方法及び具体的計画</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せて行う事業及び当該事業の業務の概要</p> <p><input type="checkbox"/> (8) 将来の事業予定</p> <p><input type="checkbox"/> (9) 事業収支見積り</p> <p><input type="checkbox"/> (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績</p>

長
辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (注1) 13 (注1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注1) 31 32 33 (注2) 34 (注2) 35 (注2) 36 (注2) 37 (注2) 38 (注2)	(注1) 衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 14 17 (注2) 18 (注2) 32 (注3) 38 (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。 (注4) 衛星基幹放送局等の場合で、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 11 (注1) 12 (注2) 13 (注2) 14 15 16 17 18 (注1) 19 20 21 (注1) 22 (注1) 23 (注1) 24 (注1) 25 26 27 (注1) 28 (注1) 29 30 (注2) 31 32 33 (注1) 38 (注1)	(注1) 衛星基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の場合

ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

イ 再免許の申請の場合は、アに加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中に

おける1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

ウ 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

(ク) 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

(ケ) 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

エ 電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

6 5の欄は、法人又は団体の区別により、該当する口にレ印を付けること。

7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 9の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成28年12月21日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。

11 10の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

12 11の欄は、コード表により該当するコードを記載すること（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の場合は、無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含めて記載すること。人工衛星局及び宇宙局の場合は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印を付けること。）。

13 12の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

14 13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信す

るための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。

15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

16 15の欄は、人工衛星の名称を「N—S A T—110」のように記載すること。

17 16の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の場合

ア 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

(ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

イ 希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

(ア) 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

(イ) デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

A 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

B 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

C 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

D 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

ウ 空中線電力の記載は、次によること。

(ア) 電波の型式の別に記載すること。

(イ) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力（11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。）を併せて記載すること。

- (ウ) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。
 - (エ) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。
- (2) 人工衛星局及び宇宙局の場合
- ア 電波の型式は、次によること。
 - (ア) 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
 - (イ) 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
 - (ウ) 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。
 - A 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
 - B 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯域幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

- イ 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。
 - ウ 空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。
- 18 17の欄及び32の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 19 18の欄は、次によること。
- (1) 対地静止衛星の場合
 - ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。
 - イ 緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。
 - ウ 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。
 - (2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合
 - ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。
 - イ 周期の欄は、分単位で記載すること。
 - ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。
 - エ 軌道の種類は、コード表により記載すること。
- 20 19の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。
- 21 20の欄は、「28年（平成何年まで）」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

- 22 21の欄は、18の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の設置場所等に係る情報（ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など）に関して記載すること。
- 23 22の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。
- 24 23の欄は、次によること。
- (1) 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の場合
予備衛星がある場合に限り、申請に係る衛星基幹放送局等が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。
 - (2) 人工衛星局及び宇宙局の場合
予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局（宇宙局を含む。以下同じ。）が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「1機」のように記載すること。
- 25 24の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、宇宙物体の数の欄に開設される人工衛星局及び衛星基幹放送局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。
- 26 25の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。
- 27 26の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。
- 28 27の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。
- 29 28の欄は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。
- 30 29の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。ただし、衛星基幹放送局の場合は、26の欄に記載した場合に限る。
- 31 30の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。
- 32 31の欄は、次によること。
- (1) 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の場合
 - ア 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
 - イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。
 - ウ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
 - (2) 人工衛星局及び宇宙局の場合
 - ア 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。
 - イ 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
 - ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載する

こと。

エ 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

オ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

33 33 の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「全国」のように記載すること。

34 34 の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

科目	金額	備考
総額	千円	
送受信設備		
その他		

(注1) 無線設備の工事費は、設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。

(注2) 無線設備の共用等の場合は、その分担する金額を備考欄に記載するとともに、使用承諾書の写し等その確実性を証する書面を添付すること。

35 35 の欄は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局に限り記載することとし、次によること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2項第1号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

36 36 の欄は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局に限り記載することとし、35 の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。

37 37 の欄は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局に限り記載することとし、次によること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項の技術基準に適合するよう維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

38 38 の欄は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い（別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載

すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (2) (注1) (注2) (3) (注1) (注2) (4) (注1) (注2) (5) (注1) (注3) (6) (注1) (注4) (7) (注1) (注2) (8) (注1) (注2) (9) (注1) (注2)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注1) (注2) (2) (注1) (注2) (3) (注1) (注2) (4) (注1) (注2) (5) (注3) (6) (注4) (7) (注1) (注2) (8) (注1) (注2) (9) (注1) (注2)	(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注2) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
3 再免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (3) (注1) (注2) (4) (注1) (注2) (5) (注1) (注3) (6) (注1) (注4) (7) (注1) (注2) (8) (注1) (注2) (9) (注1) (注2) (10) (注1)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同じである場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39 38の欄の（別紙）の記載は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
	資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社（設立中）		
	資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款（会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費	千円	
創業費		
その他		
合計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	職業	総議決権に対する比率	備考
氏名又は名称				
			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては、出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては、社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては、評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者名を付記すること。

- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人にあつては、「何事業」、個人にあつては、「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類
 - (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (エ) 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (イ) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (ウ) 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(5) 別紙(6)は、次により記載すること。

再免許の申請の場合は、試験の方法及び具体的計画のほか、免許の期間中における試験の方法及び結果の概要を記載すること。

(6) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、

その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類
 (7) 別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2 売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益(5+(6-7))										
備 考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務の提供を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

㊦ 収益

(注) 放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第1年目、

第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ) 費用

科目	金額	根拠
	千円	

(注) (ア)の注に準じて記載すること。

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること。

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要（事業計画の実施状況（臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。）について簡単に記載すること。衛星基幹放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。）

(イ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）（当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。）

(9) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

40 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

41 無線局事項書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

42 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号の二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局等を除く。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事設計書		
1 無線局の区別		
2 装置の 区別	番号	第 装置 ()
	現用装置の番号	
3 送信の方式コード		
4 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	定格出力(W)	
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	
	発振コード	
	製造者名	
	型式又は名称	
	技術基準適合証明番号	
	製造番号	
5 受信機	通過帯域幅	
	雑音指数(dB)	
6 設置場所番号		

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

7 無線局の区別							
空中線系	8 空中線系番号		()				
	空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
		海拔高(m)/地上高(m)					
		空中線柱の高さ(m)					
		利得 (dBd、dBi又はdB)					
		空中線の位置	緯度		経度		
	給電線等	10	給電線損失(dB)				
			共用器損失(dB)				
			その他損失(dB)				
	11 発射する周波数等						
12 受信する周波数							
13 空中線系に関するその他の事項		<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					
14 附属装置		コード	記載部				
15 電源設備	区別	予備	補足事項				
	演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
16 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。					
17 添付図面		<input type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 調整装置系統図					
18 備考							

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

19 無線局の区別									
空中線系番号		()			<input type="checkbox"/> 水平面 <input type="checkbox"/> 垂直面 (方位角 度)				
角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)
補 足 事 項									

長 辺

20
空中線指向情報その1

短 辺 (日本工業規格A列4番)

21 無線局の区別									
空中線系番号		()			俯角 (度)				
角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)
補 足 事 項									

長
辺

22
空中線指向情報その2

5枚目

23 無線局の区別							
24 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数 番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

- 注1 1、7、19、21 及び 23 の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。
- 2 2 の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。
- 3 3 の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。
- 4 4 の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。
（記載例） 「A 3 E 526.5kHz から 1,606.5kHz まで」
 - (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、送受信機系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
 - (3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のを記載すること。ただし、希望する空中線電力が複数ある場合等については、その他の出力を18の欄に記載すること。
 - (5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載することとし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。
 - (6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (7) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
 - (8) 技術基準適合証明番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
 - (9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 5 5 の欄は、次によること。
- (1) 通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。
ア 受信周波数が470MHz未満の場合は中間周波数における6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は中間周波数における3dB低下の幅を記載すること。
イ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
 - (2) 雑音指数の欄は、300MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備の場合（ヘテロダイン中継方式の場合を除く。）に限り記載すること。
- 6 6 の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
- 7 8 の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線

であつても、空中線の利得、給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。
また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

8 9の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局のものにあつては、海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては、地上高（空中線の最高部までの高さとする。）を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

(3) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては、最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

イ 中波放送の周波数の電波を送信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得（dB）を記載すること。

ウ ア及びイ以外の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては、最大の指向方向における絶対利得を記載すること。ただし、これによることが不相当と認められる場合は、相対利得又は短小垂直空中線に対する利得を記載するものとし、その旨を13の欄に記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて「135.30.05」のように記載すること。

9 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

10 11の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

11 12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

12 13の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ H 2 L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）

4 L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

(2) (1)以外の基幹放送局の場合は、型式、構成、長さ及び条数又は基数を記載すること。

（記載例） 頂部負荷（直径5m）円管鉄柱 垂直部100m 1基

- (3) 空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合は、その旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。
- (4) 構成が複雑なため記載が困難なときは、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。
- ア 送信機の出力端子から送信空中線まで及び受信空中線から受信機の入力端子までの系統を記載すること。
- イ 空中線柱等における空中線の取付けの状況（平面図及び側面図により明示すること。）を記載すること。
- ウ 送信空中線については、輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。
- エ 送信機の出力端子から送信空中線までの間に給電線以外の装置が挿入されている場合は、挿入箇所を記載すること。
- 13 14 の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
- 14 15 の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものとは異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）を記載すること。
- 15 16 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 16 17 の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは、18 の欄にその旨を記載して、同一である図面の添付を省略することができる。
- (1) 送受信系統図の図面は、送信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途並びに各段の周波数（受信周波数と第1局部発振周波数部の周波数との高低の関係を含む。）を記載すること。
- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。
- (3) 調整装置系統図の図面は、DS（データサーバ）、APS（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、EWS（緊急警報信号発生装置）、ENC（符号化装置）、MUX（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。
- 17 18 の欄は、次によること。
- (1) 送信機の出力を合成するもの場合は、合成の方法を「出力合成方法 25kW×2台並列方式」のように記載すること。
- (2) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されたものである旨を記載すること。
- (4) 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものに限る。）の場合は、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備で

ある場合は、記載を要しない。

- (5) 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は、記載を要しない。

18 20及び22の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

- (1) 中波放送、超短波放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、次により20の欄に記載すること。

ア 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の口にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。

イ 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示された次の表の俯角の範囲の及び俯角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、垂直面の口にレ点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
中波放送	0～90°	5°	0～360°	5°
超短波放送	0～30°	1°	0～360°	2°
マルチメディア放送	0～30°	1°	0～360°	2°

ウ 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

エ 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

- (2) 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

ア 20の欄は、(1)に準じて記載すること。

イ 22の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角をそれぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
地上デジタルテレビジョン放送	0～30°	1°	0～360°	2°

B 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。

C 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

- (3) その他の基幹放送局の場合

20及び22の欄には記載せず、13の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

19 24の欄は、次により記載すること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「ERP 1W」、「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように

記載すること。

(6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

20 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

21 適合表示無線設備の場合は、4の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

22 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事設計書		
1	無線局の区別	(局分)
2	装置の区別	番号
		予備送信装置 <input type="checkbox"/>
3	通信方式コード	
4	通信路数	
5	A T I S 番号又は船舶等識別番号	
6	送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
		定格出力(W)
		低下させる方法コード
		低下後の出力(W)
		変調方式コード
		製造者名
		型式又は名称
		検定番号
		技術基準適合証明番号
		製造番号
7	受信機	区別 <input type="checkbox"/> 送信機と同じ
		製造者名
		検定番号又は名称
		製造番号
		通過帯域幅
		雑音指数(dB)
8	予備電源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9	設置場所番号	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

10 無線局の区別		(局分)					
長 辺	空中線系	11 空中線系番号					
		空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード	
			海拔高(m)/地上高(m)				
		12 空中線	利得(dBi)				
			指向方向(度)				
			口径(m)				
			水平面の主輻射の角度の幅(度)				
			空中線の位置	緯度		経度	
		13 給電線等	給電線損失(dB)	送信		受信	
			共用器損失(dB)	送信		受信	
	その他損失(dB)		送信		受信		
	14 発射する周波数等						
	15 受信する周波数						
	16 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					
17 附属装置	コード	記載部					
18 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。						
19 添付図面	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図						
20 備考							

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

21 無線局の区別		(局分)				
周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実行輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項	

長
辺

22
発射する電波の型式、周波数及び空中線電力

注1 1、10及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、気象援助局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は実験試験局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付けること。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。

(2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

(3) 狭帯域デジタル通信方式（設備規則第57条の3の2に規定する通信方式をいう。以下同じ。）の無線設備にあつては、上記による記載のほか次によること。

ア 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波あたりに多重する数を記載すること。

イ 時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波あたりのチャンネルの数を記載すること。

6 5の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置又は同条第6項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、A T I S番号又は船舶等識別番号を記載すること。

7 6の欄は、次によること。

(1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例）

「32K 0 G 7 W 810.050MHz から 810.275MHz までの 25kHz 間隔の 10 波」又は「F 3 E 450MHz から 469MHz までの 12.5kHz 間隔の 1521 波」

(2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(6) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、海岸局の場合に限り記載することとし、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。

- (7) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。
- (8) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第 15 条の 2 の 2 第 2 項（同条第 3 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 8 7 の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。その他の場合は、注 7 に準じて記載すること。
- (2) 製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、海岸局の場合に限り記載すること。
- (3) 通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、海岸局の場合は、記載を要しない。
- ア 受信周波数が 470MHz 未満の場合は中間周波数における 6 dB 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
- イ 受信周波数が 470MHz 以上の場合は中間周波数における 3 dB（設備規則第 49 条の 7 に規定する条件に適合する無線局及びに 1,215MHz を超え 2,690MHz 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第 49 条の 7 の 3 に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、中間周波数における 6 dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
- ウ ア及びイにかかわらず、負帰還位相検波方式等の場合は、実効雑音通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
- エ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
- (4) 雑音指数の欄は、300MHz 以上の周波数の電波を使用する無線設備に限り記載すること。ただし、海岸局の場合は、記載を要しない。
- 9 8 の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 10 9 の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- 11 11 の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○通信系」のように記載すること。
- 12 12 の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHS の基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
- (3) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

- (4) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
- (5) 口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
- (6) 送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。
- 13 13 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26. 175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。
- 14 14 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように22 の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、21 及び22 の欄の記載は要しない。
- 15 15 の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
- 16 16 の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。
- (1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
- (2) 26. 175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。
- (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。
- (4) 空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及び回転速度（海岸局を除く。）を記載すること。
- （記載例）
回転角度：360°
回転速度：15rpm
- 17 17 の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
- 18 18 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 19 19 の欄は、添付図面として、無線設備系統図及び電源系統図（海岸局の場合に限る。）を添付することとし、□にレ印を付けること。ただし、14 の欄において「—」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。なお、添付図面の記載は、次によること。
- (1) 無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
- (2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。
- 20 20 の欄は、次によること。
- (1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別番号により明示すること。
- (2) 当該無線局が設備規則第57条の2の2第3項又は第57条の3の2第3項の基準局である場

- 合にあつては、その旨を記載すること。
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。
- 21 22 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。
- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
- (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
- (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
- (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、地上一般放送局及び特定実験試験局に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1W」又は「最大EIRP 1W」のように記載すること。
- (6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 22 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨記載すること。
- 23 検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、3 の欄（海岸局の場合に限る。）、4 の欄、6 の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄、低下させる方法コードの欄、低下後の出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び 19 の欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。
- 24 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 26 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 27 第 2 条第 3 項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事設計書			
1	無線局の区別		
2	装置の区別	第 装置	
3	通信方式コード		
4	通信路数		
5	予備の別	<input type="checkbox"/> システム予備 <input type="checkbox"/> セット予備 ()	
長 辺	送 信 機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
		定格出力(W)	
		低下させる方法コード	
		低下後の出力(W)	
		変調方式コード	
		クロック周波数(MHz)	
		検定番号	
		技術基準適合証明番号	
7	受 信 機	区別	<input type="checkbox"/> 送信機と同じ
		通過帯域幅	
		雑音指数(dB)	
		E Q Lコード	
8	予備電源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	設置場所番号		

短 辺

(日本工業規格A列4番)

10 無線局の区別								
長 辺	空 中 線 系	11 空中線系番号						
		空中線の型式名						
		空中線型式等		送受の別コード	基本コード		付加コード	
				偏波面コード	SDコード		SD間隔(m)	
		12 空中線		海拔高(m)/地上高(m)				
				利得 (dBi)				
				指向方向(度)				
				口径(m)				
				水平面の主輻射の角度の幅(度)				
				空中線の位置	緯度	経度		
	給電線等		13 給電線損失(dB)	送信	受信			
			共用器損失(dB)	送信	受信			
			その他損失(dB)	送信	受信			
	14 発射する周波数等							
	15 受信する周波数							
	16 使用する無給電中継装置							
	17 回線の条件コード							
	通 信 の 相 手 方		18 自局の空中線系番号					
			相手方の識別信号					
			相手方の免許の番号					
相手方の装置の区別等			装置の区別		空中線系番号			
19 無給電中継装置番号								
無 給 電 中 継 装 置		20 種類コード						
		海拔高(m)/地上高(m)						
		縦径(m)/横径(m)						
		入反射角(度)						
		無給電中継装置の位置		緯度	経度			
		設置場所番号						

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目

21 無線局の区別		
22 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。	
23 全伝送区間の距離(km)		
24 附属装置	コード	記載部
25 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	
26 添付図面	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図	
27 同報子局の数		
28 屋外受信設備の台数		
29 戸別受信機数		
30 備考		

長
辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

4 枚目

31 無線局の区別					
32 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

- 注1 1、10、21及び31の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。
- 3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、通信の相手方、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。
- 4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
- (1) 多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。
- (2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。
時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。
通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
- (3) 狭帯域デジタル通信方式の無線設備にあつては、上記による記載のほか次によること。
ア 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たり多重する数を記載すること。
イ 時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりのチャンネルの数を記載すること。
- 6 5の欄は、当該装置がセット予備（現用の送信装置と同等の設備であつて周波数が同一のものをいう。）又はシステム予備（セット予備以外のものをいう。）の場合は、該当する□にレ印を付けること。セット予備の場合は、括弧内に主装置の装置の区別の番号を記載すること。
- 7 6の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。
（記載例）
「36M5 G 7 W 10.735GHz から 10.975GHz までの3波」又は「53M5 D 7 W 14.43GHz 及び 14.49GHz」
- (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
- (5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (6) クロック周波数の欄は、デジタル方式のものに限り記載すること。狭帯域デジタル通信方式の無線設備であつて470MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、変調信号の伝送速度を記載すること。
- (7) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。
- (8) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

- (9) 製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 8 7 の欄は、次によること。
- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。
 - (2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が 470MHz 未満の場合は中間周波数における 6 dB 低下の幅を、470MHz 以上の場合は中間周波数における 3 dB（設備規則第 49 条の 7 及び第 49 条の 15 に規定する条件に適合する無線局並びに 1, 215MHz を超え 2, 690MHz 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第 49 条の 7 の 2 及び第 49 条の 7 の 3 に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、中間周波数における 6 dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。
ただし、中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた方法によることができる。
 - (3) 雑音指数の欄は、300MHz 以上の周波数の電波を使用する無線設備に限り記載すること。
 - (4) EQL コードの欄は、2 GHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。
- 9 8 の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 10 9 の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
- 11 11 の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○向け」のように記載すること。
- 12 12 の欄は、次により記載すること。
- (1) 空中線の型式名の欄は、2 GHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、空中線製造事業者等が付した型式名を記載すること。
 - (2) 空中線型式等の欄は、次によること。
 - ア 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄、偏波面コードの欄及び S D コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
 - イ S D 間隔の欄は、スペースダイバーシティによる送信又は受信を行う場合に限り記載することとし、主要な空中線に対する空中線の輻射体の中心からの間隔を記載すること。
 - (3) 海拔高の欄及び地上高の欄は、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。
 - (4) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。
 - (5) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
 - (6) 口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
 - (7) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。法第 102 条の 2 第 1 項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合

は、該当する電波伝搬路に係るものについてさらに秒について小数点以下第一位までを求め、「135.30.05.9」のように記載すること。

- 13 13 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。
- 14 14 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように32 の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、31 及び32 の欄の記載は要しない。
- 15 15 の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。
- 16 16 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該装置を含む電波伝搬路に使用するいずれかの空中線に属するものとして、19 の欄に対応する番号を記載すること。なお、当該装置が複数存在する場合は、通信経路が当該無線局に近い方から順に「1, 2」のように記載すること。
- 17 17 の欄は、2GHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。
- 18 18 の欄は、次によること。
 - (1) 自局の空中線系番号の欄は、11 の欄に対応する番号を記載すること。
 - (2) 相手方の識別信号の欄及び相手方の免許の番号の欄は、当該空中線系による通信の相手方となる無線局の識別信号及び免許の番号を記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が免許を受けていない場合は、希望する識別信号を記載することとし、免許の番号の記載を要しない。
 - (3) 相手方の装置の区別等の欄は、通信の相手方の該当する装置及び空中線系ごとに、装置の区別及び空中線系番号を記載すること。なお、通信の相手方となる無線局に現用及び予備装置がある場合は、主たる装置について記載すること。
- 19 19 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該無線局で使用する無給電中継装置ごとに番号を付すこと。
- 20 20 の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、次によること。
 - (1) 種類コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (2) 海拔高の欄及び地上高の欄は、注12の(3)に準じて記載すること。
 - (3) 縦径の欄、横径の欄及び入反射角の欄は、平面反射板又は2枚反射板の場合に限り記載することとし、その縦横の長さ及び入反射角を記載すること。これ以外のものにあつては、22の欄にその内容を記載することとし、併せて、パラボラ背面給電の場合は、同欄に注12の(1)に準じて空中線の型式名及び注12の(4)及び(6)に準じて利得及び口径を記載すること。
 - (4) 無給電中継装置の位置の欄は、注12の(7)に準じて記載すること。
 - (5) 設置場所番号の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄に対応する番号を記載すること。
- 21 22 の欄は、11 の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。
 - (1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
 - (2) 26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。
 - (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付し、□にレ印を付けること。
- 22 23 の欄は、3.456GHz を超え13.25GHz 以下の周波数の電波を使用する番組素材中継又は放送番組中継を行う無線局及び6.5GHz 帯、7.5GHz 帯又は12GHz 帯の周波数の電波を使用する無線局に

- 限り記載することとし、通信路を構成する全伝送区間の距離について計画を含めて記載すること。
- 23 24 の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
- 24 25 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 25 26 の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付することとし、□にレ印を付けることとする。ただし、14 の欄において「一」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。なお、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
- 26 27、28 及び 29 の欄は、同報通信方式の無線局の場合に限り記載することとし、該当するものについてその数を記載することとする。
- 27 30 の欄は、次によること。
- (1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号及び識別信号により明示すること。
 - (2) 放送番組中継を行う無線局（X7W電波を使用するものに限る。）にあつては、「IF伝送方式（従属同期（低雑音）」のように伝送方式を記載すること。
 - (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されたものである旨を記載すること。
- 28 32 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。
- (1) 周波数番号の欄は、送受信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 29 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 30 検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は、4の欄、6の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び26の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。
- 31 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 32 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 33 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 34 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第4 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事設計書							
1	無線局の区別						
2	装置の区別		第	装置	装置名 []		
3	通信方式コード						
4	有効通達距離等						
5	測定確度 (%)						
6	最小測定距離						
7 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	パルス幅	
	製造者名						
	検定番号又は名称						
	技術基準適合証明番号						
	製造番号						
8 受信機	区別		<input type="checkbox"/> 送信機と同じ				
	製造者名						
	検定番号又は名称						
	製造番号						
	通過帯域幅						
9	予備電源		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
10	設置場所番号						

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2 枚目

11 無線局の区別						
長 辺	12 空中線系番号					
	13 空 中 線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		海拔高(m)/地上高(m)				
		利得 (dBd、dBi又はdB)				
		指向方向(度)				
		水平面の主輻射の角度の幅(度)				
		空中線の位置	緯度		経度	
	14 給 電 線 等	給電線損失(dB)	送信		受信	
		共用器損失(dB)	送信		受信	
		その他損失(dB)	送信		受信	
15 発射する周波数等						
16 受信する周波数						
17 空中線系に関するその他の事項		<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
18 附 属 装 置	コード	記載部				
	-----		-----			
	-----		-----			
	-----		-----			
	-----		-----			
19 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。				
20 添付図面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 敷地平面図				
21 備考						

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3枚目（発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。）

22 無線局の区別					
23 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長
辺

短 辺

（日本工業規格A列4番）

注1 1、11及び22の欄は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載し、無線標定移動局について第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則、装置ごとに記載すること。なお、通信の相手方となる無線局が同じであつて、製造番号及び技術基準適合証明番号を除き、工事設計の内容を同じくする装置の場合は、一括して記載することができる。また、次の表に掲げる無線航行陸上局については装置名に該当する記号を、当該欄の装置名の部分に記載すること。

装置名	記号	装置名	記号
ASR	ASR	地上DME	DME
ARSR	ARSR	地上DME/P	DME-P
SSR	SSR	ローカライザ	LLZ
SSR(モードS)	SSR-S	グライドパス(グライドスロープ)	GP

4 3の欄は、航空局に限り、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、ラジオ・ブイの無線局については有効通達距離を、無線標定移動局(ラジオ・ブイの無線局を除く。)及び無線標定陸上局については最大測定距離を記載し、その他の無線局については添付図面による旨を記載し、次の事項を記載した地図を添付すること。ただし、設備規則第45条の12の6第4号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

(1) 業務上必要な利用区域

(2) 利用区域の末端において必要な電界強度

(記載例) ラジオ・ブイの無線局の場合 90km (2,000kHzにおいて電界強度 30dB)

なお、航空局にあつては、当該欄への記載を要しない。

6 5の欄は、方位を測定する無線局については方位測定確度を、距離を測定する無線局については距離測定確度を記載し、その他の無線局については記載を要しない。

7 6の欄は、無線航行陸上局に限り記載すること。

8 7の欄は、次によること。

(1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例) 「A1A 1,606.5kHz から 2,800kHz まで」

(2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(6) パルス幅の欄は、電波の型式がパルス変調のもの(設備規則別表第二号第1の表で規定されるものを除く。)にあつては、秒で示すパルスの幅を記載すること。

(7) 製造者名の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造者名を記載すること。

- (8) 検定番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を記載し、検定合格機器でない場合は当該機器の名称等を記載すること。
- (9) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (10) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 9 8の欄は、次によること。
- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。その他の場合は、注8に準じて記載すること。
- (2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は中間周波数における6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は中間周波数における3dB低下の幅（地上に設置する航空用DMEのうち、精度の異なる二つの距離測定モードを有するもの（「地上DME/P」という。）については、中間周波数における12dB低下の幅及び60dB低下の幅とする。）を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。ただし、中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 11 10の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- 12 12の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。
- 13 空中線系が複数となる場合は、別紙に空中線ごとに12の欄から16の欄までを付記し、工事設計書に添付すること。
- 14 13の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、記載を要しない。
- (2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- (3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。
- (4) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局を除く。）であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
- (5) 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- (6) 送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- 15 14の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

- 16 15 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように 23 の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、21 及び 22 の欄の記載は要しない。
- 17 16 の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
- 18 17 の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。
 - (1) 放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
 - (2) 26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。
 - (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、構成は添付図面のとおりである旨を記載し、空中線の構成を示す図面を添付すること。
 - (4) 空中線を回転させて使用する場合は、回転角度及び回転速度を記載すること。
(記載例) 回転角度：360°
回転速度：15rpm
 - (5) レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅を記載すること。この場合において、垂直面の主輻射の幅は、水平面のものに準じて記載すること。
 - (6) 2,000kHz 以下の周波数の電波を使用する移動しない無線局で接地型の空中線を使用するものの場合又は I L S の無線設備若しくは V O R を使用する無線局の場合はその設置方法を記載し、構成が複雑なため記載が困難な場合はその接地方法は添付図面のとおりである旨を記載して接地方法を無線設備系統図等に記載すること。
 - (7) M L S 角度系の場合は、走査ビームの走査範囲、走査速度及びビームの半値角を記載すること。
- 19 18 の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
- 20 19 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 21 20 の欄は、添付図面として添付する図面の□にレ印を付けること。ただし、15 の欄において「―」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。また、当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面の場合は、その旨を記載し、図面の添付を省略することができる。なお、添付図面の記載は、次によること。
 - (1) 無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
 - (2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること（航空局の場合に限る。）。
 - (3) 敷地平面図は、空中線及び局舎付近について記載すること（航空局（移動する航空局を除く。）の場合に限る。）。
- 22 21 の欄は、次によること。
 - (1) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。
 - (2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。

- 23 23の欄は、次によること。
- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 24 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 25 検定合格機器の場合は、7の欄(製造者名、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄に限る。)、8の欄、12の欄から17の欄まで、18の欄(選択呼出装置を装置するラジオ・ブイの機器に限る。)、19の欄、22の欄及び23の欄を除く該当事項の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は、添付しないこと。
- 26 第15条の3第4項(第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定が適用される場合は、送受信機のうち、7の欄(技術基準適合証明番号の欄に限る。)、12の欄から15の欄まで、17の欄から19の欄まで、22及び23の欄を除く欄の記載を省略し、当該機器に係る図面は添付しないこと。
- 27 工事設計の変更又は無線設備の変更工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 28 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 29 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 30 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは、「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

工事設計書			
1 無線局の区別			
2 装置の区別	番号	第 装置	
	予備送信装置	<input type="checkbox"/> 有	
3 通信方式コード			
4 通信路数			
5 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	定格出力(W)		
	送信出力制御量		
	低下させる方法コード		
	低下後の出力(W)		
	変調方式コード		
	クロック周波数(Hz)		
	エネルギー拡散周波数偏移量(Hzpp)		
	最大電力密度(dBW/Hz)		
	最大等価等方輻射電力(dBW)		
	型式又は名称		
	技術基準適合証明番号		
	製造番号		
6 受信機	区別 <input type="checkbox"/> 送信機と同じ		
	等価雑音帯域幅		
	低 幅 雑 器 音 増	利得(dBi)	
		雑音温度(K)	
	通過帯域幅		
	雑音温度(K)		
7 予備電源 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
8 設置場所番号			

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

9 無線局の区別						
長 辺	10 空中線系番号	()				
	11 空 中 線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		海拔高(m)/地上高(m)				
		利得(dBi)	送信		受信	
		口径(m)				
		雑音温度(K)				
		方位/仰角	方位		仰角	
		電力半値ビーム幅(度)				
		ポインティング損失				
		空中線の位置	緯度		経度	
		追尾の方式	コード	指向確度(度)		可動範囲
	12 給 電 線 等	給電線損失(dB)	送信		受信	
		共用器損失(dB)	送信		受信	
		その他損失(dB)	送信		受信	
	13 発射する周波数等					
14 受信する周波数						
15 交差偏波識別度(dB)	送信		受信			
16 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3 枚目

長
辺

17 無線局の区別			
18 附属装置	コード	台数	方式・規格等
19 共通予備装置	種類及び型式又は名称	製造番号	共通に使用する航空機地球局の識別信号（航空機局名）
20 電波発射停止装置の制御装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	方式及び性能
21 インターロック機能		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
22 自動停波機能		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
23 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	
24 添付図面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> ブロッキングチャート	
25 備考			

短 辺

(日本工業規格A列4番)

4枚目

26 無線局の区別					
27 通信の相手方	人工衛星の名称	人工衛星の軌道又は位置	総合伝送利得 (dB)	衛星回線雑音温度 (K)	空中線系番号

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

6 枚目

30 無線局の区別						
31 周波数配列情報	人工衛星の名称			周波数帯		
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数 (GHz)	周波数帯幅 (MHz)	偏波面コード	補足事項

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

7 枚目

32 無線局の区別					
33 宇宙通信概念情報	人工衛星の名称				
	アップリンク/ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	補足事項

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

8枚目

34 無線局の区別					
35 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

9 枚目

長 辺	36 無線局の区別			
	37 通信の相手方となる人工衛星局に係る軌道又は位置			
	38 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
	39 当該人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
	40 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外）に関する事項			
	41 通信の制御に関する事項			
	42 業務区域	基本コード	付加コード	業務区域

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

- 注1 1、9、17、26、28、30、32、34及び36の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載し、携帯移動地球局又は設備規則第54条の3第1項若しくは第2項においてその無線設備の条件が定められている地球局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。
- 2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。
- 3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように、装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。
- 4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
- (1) 多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。
- (2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。時分割多重方式以外のものには、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
- ア 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波あたりに多重する数を記載すること。
- イ 時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波あたりのチャンネルの数を記載すること。
- (3) 放送衛星局及び放送衛星試験局（以下「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものを通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、(1)及び(2)の規定によらず、通信の相手方とする放送衛星等における放送の種別ごとのチャンネル数及び符号分割多重数（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、1秒におけるシンボル数（同令第5章並びに第6章第3節及び第5節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は1秒における伝送容量（同令第6章第2節及び第4節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。
- 6 5の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。
- （記載例）
「32K0 G7W 3401MHz から 4199MHz まで 1kHz 間隔 300波」
- (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (3) 送信出力制御量の欄は、天候に応じて送信出力の制御を行う場合に限り、その最大の制御量（dB）を記載すること。
- (4) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (5) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、希望する出力の最大のものを記載すること。

- (6) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (7) クロック周波数の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲別にクロック周波数を Hz 単位で記載すること。
- (8) エネルギー拡散周波数偏移量の欄は、TV-FM回線又はMCPC-FM回線の伝搬路を使用する場合に限り、エネルギー拡散周波数偏移量を最大値で記載すること。
- (9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が 15GHz 以下の場合に当該搬送波のうち最大の電力密度の 4 kHz 帯域幅を、15GHz を超える場合は最大の電力密度の 1 MHz 帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を 1 Hz 当たりにした値を記載すること。
- (10) 最大等価等方輻射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第 49 条の 18 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。
- (11) 型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局にあつては、記載を要しない。
- (12) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (13) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第 15 条の 2 の 2 第 2 項（同条第 3 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 7 6 の欄は、次によること。
- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。
- (2) 等価雑音帯域幅の欄は、宇宙物体から申請に係る無線局までの当該衛星回線に係る等価雑音帯域幅 (MHz) を記載すること。
- (3) 低雑音増幅器の欄は、利得又は雑音温度を記載すること。ただし、当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は、記載を要しない。
- (4) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が 470MHz 未満の場合は中間周波数における 6 dB 低下の幅を、470MHz 以上の場合は中間周波数における 3 dB 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。ただし、中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
- (5) 雑音温度の欄は、「(何) K」のように記載すること。
- 8 7 の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 9 8 の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 10 の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「N-SAT-110 向け」のように記載すること。
- 11 11 の欄は、次によること。ただし、設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局にあつては、空中線型式等、利得、口径及び追尾の方式のみを記載し、それ以外の携帯移動地球局にあつては、全ての欄の記載を要しない。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、記載を要しない。
- (2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHz を超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高

及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。船舶地球局の場合にあつては、地上高の欄に最高満載喫水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。ただし、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。

- (3) 利得の欄は、該当する欄に、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。
- (4) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
- (5) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(3)に準じて記載すること。
- (6) 方位の欄及び仰角の欄は、固定する無線局に限り記載し、通信の相手方が対地静止衛星に開設された無線局である場合はその方向について、対地静止衛星以外の人工衛星に開設された無線局である場合は運用する方向の範囲について、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその方位角及び送信空中線の最大輻射の方向の仰角をそれぞれ記載すること。
- (7) 電力半値ビーム幅の欄は、無指向性空中線、成形ビーム空中線又はマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に記載すること。ただし、地球局は記載を要しない。
- (8) ポインティング損失の欄は、受信における衛星追跡誤差による損失（dB）の最大値を記載すること。
- (9) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- (10) 追尾の方式の欄は、次によること。
 - ア コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - イ 指向確度の欄は、その値を記載すること。
 - ウ 可動範囲の欄は、方位角と仰角の別に可動できる範囲をそれぞれ記載すること。
- 12 12 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。
- 13 13 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように35の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価平方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、34及び35の欄の記載を要しない。
- 14 14 の欄は、受信する周波数の範囲を記載すること。
- 15 15 の欄は、次によること。
 - (1) 送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この様式において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。
 - (2) 受信の欄は、通信の相手方である人工衛星局等から当該地球局までの空中線における交差偏波識別度の値を記載すること。
- 16 16 の欄は、空中線系番号の別に、次によること。
 - (1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
 - (2) 26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。

- (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。
- 17 18 の欄は、コード表により記載すること。
- 18 19 の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄に記載すること。その記載にあつては、装置の区分に従い、第 2 条第 6 項第 1 号の装置について記載すること。
- 19 20 の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、2 以上の放送衛星局等、人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。
- 20 21 の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。
- 21 22 の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機能を有する場合は、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。ただし、第 15 条の 3 第 4 項（第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。
- 22 23 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 23 24 の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。
- (1) 無線設備系統図は、電力増幅器、変復調器等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、13 の欄において「一」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。
- (2) 機器配置図は、次によること。ただし、放送を行う無線局、船舶地球局及び航空機地球局以外の無線局は添付を要しない。
- ア 放送を行う無線局
送信所の平面図に無線設備の機器の配置を記載すること。
- イ 船舶地球局及び航空機地球局
船舶又は航空機の平面図及び側面図を記載すること。また、船舶地球局の場合にあつては、空中線、通信室、機械室及び電池室等の位置を、航空機地球局の場合にあつては、機器の配置場所及び空中線の位置を併せて記載すること。
- (3) 電源系統図については、船舶地球局及び航空機地球局に限り、当該無線設備に係る電源設備について、種別、方式、規格、数量及び電力配分その他参考事項を記載すること。ただし、電気通信業務を行う地球局の場合は、添付を要しない。
- (4) ブロッキングチャートについては、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。
- ア 施行規則第 28 条第 7 項、第 8 項及び第 10 項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備えるインマルサット船舶地球局の無線設備
- イ 施行規則第 28 条の 5 第 3 項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備
- ウ 施行規則第 28 条第 9 項に規定されるインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備
- 24 25 の欄は、次によること。
- (1) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項に

において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。

- (2) 設備規則別表第三号の40の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅(BN)及び平均電力(P)の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されたものである旨を記載すること。

25 27の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星(宇宙物体を含む。以下この項において同じ。)が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「(何)衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。
- (2) 人工衛星の軌道又は位置の欄は、「東経100度」又は「傾斜角60° 遠地点900km 近地点450km 周期1800分」のように記載すること。
- (3) 総合伝送利得の欄は、通信の相手方となる人工衛星局等がヘテロダイン中継装置を使用する場合に限り記載し、人工衛星局等の受信空中線の出力部から申請に係る無線局の受信空中線の出力部までの伝送利得の総合値を記載すること。
- (4) 衛星回線雑音温度の欄は、通信の相手方となる人工衛星局等がヘテロダイン中継装置を使用する場合に限り記載し、当該人工衛星局等から申請に係る地球局、船舶地球局又は航空機地球局までの最低の等価衛星回線雑音温度を記載すること。
- (5) 空中線番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利得、衛星回線雑音温度の関連付けができるように10の欄に対応した空中線系番号を記載すること。
- (6) 移動する無線局の場合は、(3)から(5)までの記載を要しない。
- (7) 回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。

26 29の欄は、10の欄の空中線系番号の別に次によること。

- (1) 空中線系番号の欄は、10の欄の番号と関係付けて記載すること。
- (2) 水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の□にレ印を付けること。
- (3) 角度の欄及び減衰量の欄は、指向主軸を含む平面内指向特性を、垂直方向から指向主軸の方向を中心として、±90度の範囲の指向特性を一度以上の精度で記載すること。なお、記載が困難な場合は、補足事項の欄の□にレ印を付け、これに準じた適宜な方法によることができる。

27 31の欄は、次によること。ただし、移動する無線局(地球局は除く。)の場合は、記載を要しない。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注25(1)に準じて記載すること。
- (2) 周波数帯の欄は、「5.8GHzから6.4GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。
- (3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器(トランスポンダ)番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。
- (4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
- (5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
- (6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。
- (7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- (9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)か

ら(7)までの記載を省略することができる。

28 33の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注 25(1)に準じて記載すること。
- (2) アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
- (3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。
- (4) 周波数帯の欄は、「3.4GHz から 4.2GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。
- (5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第 1 条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
- (6) 移動する無線局の場合は、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された移動する地球局と無線通信回線の構成が同一であるときは、その旨及び当該移動する地球局の免許番号を補足事項の欄に記載して、当該情報を省略することができる。

29 35の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
- (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
- (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
- (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

30 37の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、27の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。

- (1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

(記載例) 対地静止衛星軌道 東経 135° 経度の変動幅 $\pm 0.1^\circ$
緯度の変動幅 $\pm 0.2^\circ$

- (2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（コード表により記載することができる。）

31 38の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

- (1) 打上げ予定時期
- (2) 無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数
- (3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

32 39の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

(記載例) 何地球局 何国何州何市

33 40の欄には、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例) 何地球局 回線制御 周波数割当 何回線 何国何州何市

34 41の欄には、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

- (1) 本邦内において運用される無線局の制御手順及び制御の系統
- (2) 本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名

称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市

(3) 申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射(開始、停止)、使用チャネルの選択、空中線電力の制御

35 42の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

36 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

37 適合表示無線設備の場合は、4の欄、5の欄(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。)及び25の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面(ブロッキングチャートを除く。)は添付することを要しない。

38 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

39 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

40 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

41 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第6 船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事設計書						
1 無線局の区別						
2 法第33条の規定により備えられている無線設備		<input type="checkbox"/>				
3 装置の区別	番号	第 装置				
	無線設備の種別	コード[]				
	現用又は予備の別	<input type="checkbox"/> 現用 <input type="checkbox"/> 予備				
4 通信方式コード						
5 送信機	電波の型式					
	定格出力(W)					
	空中線電力(W)					
	空中線電力低下の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	変調方式コード					
	製造者名					
	検定番号又は名称					
	技術基準適合証明番号等又は名称					
製造番号						
6 受信機	区別		<input type="checkbox"/> 送信機と同じ			
	製造者名					
	検定番号又は名称					
	製造番号					
7 補助電源		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
空中線系	8 空中線系番号					
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		高さ(m)				
		利得(dBi)				
	10 発射する周波数等					
	11 受信する周波数					
12 空中線系に関するその他の事項		<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2 枚目

13 無線局の区別					
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項	
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]					
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯) [DSR]					
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯及び短波帯) [DSR]					
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(英文) [NRI]					
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文) [NRN]					
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ 呼出受信機[EGC]					
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に 規定するものを除く。)[LP]					
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (施行規則第28条第5項に 規定するもの)[LP]					
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [SAW]					
<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [FMB]					
<input type="checkbox"/> レーダー [R]					
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]					
<input type="checkbox"/> 搜索救助用レーダートランス ポンダ [LTL]					
<input type="checkbox"/> 搜索救助用位置指示送信装置 [ATL]					
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に 規定する無線設備 [VDR]					
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]					
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]					
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]					
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]					
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機 [F]					
<input type="checkbox"/> その他 ()					

長
辺

14
特
殊
な
設
備

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

3枚目

15 無線局の区別					
長 辺		装置の別	型式又は名称	方式・規格等	補足事項
		<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 (デジタル選択呼出装置を除く。)[S]			
		<input type="checkbox"/> ファクシミリ[F]			
		<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置[SM]			
		<input type="checkbox"/> データ伝送装置[DT]			
	16	<input type="checkbox"/> 制御装置[CON]			
	附属装置	<input type="checkbox"/> 注意信号発生装置[ASG]			
		<input type="checkbox"/> 施行規則第28条第5項の装置[HFS]			
		<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (超短波帯)[DSC]			
		<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (中短波帯)[DSC]			
		<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置 (中短波帯及び短波帯)[DSC]			
		<input type="checkbox"/> 狭帯域直接印刷電信装置[NDP]			
	17 船舶等識別番号				
18 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。			
19 添付図面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> ブロッキングチャート			
20	備考				

短 辺

(日本工業規格A列4番)

4枚目

21 無線局の区別					
22 長 辺 發 射 す る 電 波 の 型 式 、 周 波 数 及 び 空 中 線 電 力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 1、13、15及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 2 2の欄は、当該装置が法第33条の規定により備え付けられている無線設備である場合に□にレ印を付すこと。
- 3 3の欄は、次によること。
- (1) 番号の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置（14の欄に掲げる機器を除く。）を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容（5の欄の製造番号の欄、6の欄の製造番号の欄、8の欄及び9の欄を除く。）が同一である装置については、一括して記載することができる。
 - (2) 無線設備の種別の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (3) 現用又は予備の別の欄は、当該設備が、法第35条第1号の措置をとる船舶局である場合に限り記載することとし、□にレ印を付すこと。
- 4 4の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 5の欄は、次によること。
- (1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器（施行規則第11条の5各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (2) 空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。
 - (3) 空中線電力低下の有無の欄は、該当する□にレ印を付けること。
 - (4) 変調方式コードの欄は、電波の型式に対応する変調の方式について、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (5) 製造者名の欄は、当該機器の製造者名を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。
 - (6) 検定番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、技術基準適合証明番号等又は名称の欄は、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。
 - (7) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 6 6の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。その他の場合は、注5に準じて記載すること。
- 7 7の欄は、補助電源からの電力の供給の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 8 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。
なお、8の欄から11の欄までは、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備（固定されたものに限る。）の空中線について記載すること。
- 9 9の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
 - (2) 高さの欄は、最高満載喫水線（船舶に設置する船上通信設備のものについては、航海船橋）からの最高部の高さを記載すること。
 - (3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

- 10 10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。
- 11 11の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。
- 12 12の欄は、次によること。
- (1) 各空中線系に対応してその通常の用途を「現用」、「予備用」又は「デジタル選択呼出専用受信機用」のように記載すること。
 - (2) 指向性空中線については、水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
 - (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。
- 13 14の欄は、次によること。
- (1) 機器の種類欄は、該当する□にレ印を付けることとし、その他の場合は、機器の名称を記載すること。
 - (2) 検定番号等又は名称欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。この場合、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。
 - (3) 製造番号欄は、当該機器の製造番号を記載すること。この場合において、ファクシミリ受信機、任意に設置するGPS及びロラン受信機については記載を要しない。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
 - (4) 双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であつて適合表示無線設備でないものについては、装置の区別、送信機、受信機及び空中線系の欄に記載すること。
- 14 16の欄は、次によること。
- (1) 装置の別の欄は、該当する□にレ印を付けること。
 - (2) 型式又は名称欄は、機器の名称を記載すること。この場合において、選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）、ファクシミリ、変調信号処理装置、制御装置、注意信号発生装置及び施行規則第28条第5項の装置については記載を要しない。
 - (3) 方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

ア デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク周波数、スペース周波数、タイムダイバーシティ時間間隔及び構成並びに種別（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
イ 制御装置	制御項目
ウ 狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
エ 変調信号処理装置がある場合は、当該装置の方式・規格等の欄に、ATIS番号を記載すること。	

- 15 17 の欄は、設備規則第 9 条の 2 第 6 項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。
- 16 18 の欄は、記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 17 添付図面として、機器配置図、無線設備系統図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、19 の欄の該当する□にレ印を付けること。ただし、次の図面は添付を省略することができる。
 - (1) 注 19(1)又は注 22 に該当する場合の当該機器に係る図面
 - (2) 注 21 に該当する場合の当該部分に係る図面
 - (3) 当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面（備考の欄にその旨を記載すること。）
 - (4) 10 の欄において「一」を記載した場合の無線設備系統図
 - (5) 単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合の無線設備系統図
- 18 添付図面の記載等は、次によること。
 - (1) 機器配置図は、船体の平面図及び側面図に空中線、通信室、機械室及び電池室等の位置を記載するとともに、必要に応じて、機器（制御器を含む。）の配置を示した船橋、機械室等の図面を添付すること。
 - (2) 無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
 - (3) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。
 - (4) ブロッキングチャートは、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。
- 19 20 の欄は、次によること。
 - (1) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。
 - (2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。
- 20 22 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。
 - (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 21 第 15 条の 3 第 1 項の規定により、工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 22 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 23 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の様式に適宜記載すること。
- 24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第7 航空機局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長
辺

工事設計書						
1 無線局の区別						
2 装置の区別	番号	第	装置	装置名 []		
	強制、非強制の別	<input type="checkbox"/> 強制	<input type="checkbox"/> 非強制			
3 通信方式コード						
4 有効通達距離等						
5 装置の配置場所の環境条件						
6 検定番号等	検定番号					
	国名					
	認定機関名					
	環境条件					
7 送信機	電波の型式					
	定格出力 (W)					
	変調方式コード					
	製造者名					
	型式又は名称					
	製造番号					
8 受信機	区別	<input type="checkbox"/> 送信機と同じ				
	通過帯域幅					
9 予備電源		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
空中線系	10 空中線系番号					
	11 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		利得 (dBi)				
		水平面の主輻射の角度の幅(度)				
		垂直面の主輻射の角度の幅(度)				
	12 給電線等	給電線損失 (dB)	送信		受信	
		共用器損失 (dB)	送信		受信	
		その他損失 (dB)	送信		受信	
	13 発射する周波数等					
	14 受信する周波数					
15 空中線系に関するその他の事項		<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

16 無線局の区別					
17 航行用無線設備	名称	台数	種類及び型式又は名称	製造者名	補足事項
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定器 [ADF]				
	<input type="checkbox"/> VOR受信機 [VOR]				
	<input type="checkbox"/> ローカライザ受信機 [LLZ]				
	<input type="checkbox"/> グライド・パス受信機 [GPR]				
	<input type="checkbox"/> マーカ受信機 [MKR]				
	<input type="checkbox"/> 衛星航法装置 [GPS]				
<input type="checkbox"/> その他 []					
18 附属装置	名称	台数	装置番号	方式・規格等	補足事項
	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]		第 [] 装置	トーン信号の方式	
				型式名	
				検定番号	
				国名	
	<input type="checkbox"/> 気圧高度情報変換装置 [DHX]		第 [] 装置	気圧指示範囲	
指示間隔					
<input type="checkbox"/> データ伝送用符号変換装置 [DXX]		第 [] 装置	多重の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			製造者名		
			製造番号		
			変調方式		
			通信速度		
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置 [W]		第 [] 装置	副搬送波周波数		
			偏移周波数		
<input type="checkbox"/> 制御装置 [CON]		第 [] 装置	検定番号		
19 共通予備装置	種類及び型式又は名称				
	製造番号				
	共通に使用する航空機局の識別信号（航空機局名）				
	補足事項				
20 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。				
21 添付図面	<input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図				
22 備考					

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3 枚目（発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。）

23 無線局の区別					
24 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注1 1、16及び23の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。ただし、総合通信局長が認めた場合は、その限りでない。

3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように、原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、装置名は次の表に掲げる記号により記載するとともに、当該装置が航空法第60条又は第62条の規定により装備しなければならないものか否かについて該当する□にレ印を付けること。

装置名	記号	装置名	記号
HF無線電話	HF	航空機用気象レーダー	WR
HF無線電話（データ通信機能付）	HFDL	機上タカン	TACAN
VHF無線電話	VHF	ATCトランスポンダ（注4）	ATC
VHF無線電話（データ通信機能付）	VDL	ATCトランスポンダ（注5）	ATC-S
ACAS（注1）	ACAS-I	電波高度計	RA
ACAS（注2）	ACAS-S	航空機用ドップラ・レーダー	DR
ACAS（注3）	ACAS-II	航空機用救命無線機	ELT
機上DME	DME	航空機用携帯無線機	PLB

（注1） ACASであつて、表示する情報が位置情報のみのもののうち、モードS質問を使用しないもの。

（注2） ACASであつて、表示する情報が位置情報のみのもののうち、モードS質問を使用するもの。

（注3） ACASであつて、表示する情報が位置情報及び垂直方向の回避情報のもの。

（注4） ATCトランスポンダのうち、モードS機能を有しないもの。

（注5） ATCトランスポンダのうち、モードS機能を有するもの。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、送受信装置が次の表の左欄に掲げるものである場合に限り、次の表の右欄に掲げる事項に該当する事項を記載すること。

装置の別	記載事項
1 VHF無線電話	有効通達距離（施行規則第31条の3の規定の適用がある場合に限る。以下同じ。）
2 ACAS	最大測定距離並びに距離及び方位の測定確度（ACAS Iについては、距離の測定確度を除く。）
3 機上DME	有効通達距離、最大測定距離及び距離の測定確度
4 航空機用気象レーダー	有効通達距離、測定距離の範囲並びに方位及び距離の測定確度
5 機上タカン	有効通達距離、最大測定距離並びに方位及び距離の測定確度
6 ATCトランスポンダ	有効通達距離
7 電波高度計	最大測定高度及び高度の測定確度
8 航空機用ドップラ・レーダー	最大測定高度、最大測定対地速度、最大測定偏流角並びに対地速度及び偏流角の測定確度

6 5の欄は、送受信装置の配置場所について記載すること。この場合、環境条件の記載は、施行規則第11条の4第3項に規定する区別に従い、記載すること。

(記載例)

A 2 C 4 / Z B A / S / C / L / X X X X X A A A Z Z R M X X C 3 X X

7 6の欄は、使用する無線設備の機器が検定合格機器である場合は、その検定番号を記載すること。外国政府による型式検定の場合、検定番号を当該政府の承認番号と読み替え、国名、認定機関名とともに以下のように記載する。環境条件については5の欄の例にならい記載すること。

検定番号	国名	認定機関名
T S O - C 37 b / 38 b	米国	F A A

8 7の欄は、次によること。

- (1) 定格出力の欄は、電波の型式別に、当該装置の出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (2) 変調方式コードの欄は、電波の型式別に、コード表により該当するコードを記載すること。
- (3) 製造者名の欄、型式又は名称の欄及び製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名、型式又は名称及び製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

9 8の欄は、次によること。

- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。
- (2) 電波の型式別に、受信周波数が470MHz未満の場合は中間周波数における6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は中間周波数における3dB（機上DMEのものについては、中間周波数における6dBとする。）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。ただし、中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることのできる。

10 9の欄は、該当する□にレ印を付けること。

11 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。

12 11の欄は、次によること。

- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。
- (3) 水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄は、ACAS、機上DME、機上タカン、ATCトランスポンダ、電波高度計及び航空機用ドップラ・レーダーの場合は、水平面及び垂直面の主輻射角度の幅をそれぞれ記載すること。また、航空機用気象レーダーの場合は、電界面の主輻射角度の幅及び磁界面の主輻射角度の幅について、水平面の主輻射の角度の幅の欄及び垂直面の主輻射の角度の幅の欄にそれぞれ記載すること。

13 12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、記載を要しない。

14 13の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「一」を記載し、23及び24の欄の記載は

要しない。

- 15 14の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
- 16 15の欄は、空中線系番号の別に、参考となる事項を記載すること。構成が複雑で記載が困難な場合は、別に添付することとし、□にレ印を付けること。
- (1) 空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及び回転速度を記載すること。
(記載例) 回転角度：360°
 回転速度：15rpm
- (2) 放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
- 17 17の欄は、航行用無線設備がある場合、該当する□にレ印を付け、その台数、種類及び型式又は名称及び製造者名を記載すること。その他の欄は、総合通信局長の指示があつた場合に記載すること。なお、1の申請につき1枚の記載でよい。
- 18 18の欄は、次の表の装置の別に掲げる装置がある場合に限り、該当する□にレ印を付け、その台数、当該装置が附属する2の欄で記載した装置の番号及び1から4までの装置については、その方式・規格等についても記載すること。また、5の装置については、同一の装置で複数の装置の制御を行う場合は、台数の欄に当該装置の台数を記載し、補足事項の欄に「HF無線電話と共用」のように記載すること。なお、補足事項の欄は、当該装置が送受の区別がある場合に限り、装置との対応が分かるよう記載すること。

装置の別	方式・規格等
1 選択呼出装置	トーン信号の構成、型式名、検定番号（検定規則第8条第1項又は外国の型式検定によるもの。）、国名（外国政府の行う型式検定を受けた設備の場合に限る。）、信号の方式（型式検定を受けていない場合に限る。）
2 気圧高度情報変換装置	気圧指示範囲、指示間隔
3 データ伝送用符号変換装置	多重の有無、製造者名、製造番号、変調方式、通信速度、副搬送波周波数、偏移周波数
4 周波数測定装置	検定番号（検定規則第8条第1項又は外国の型式検定によるもの。）
5 制御装置	

- 19 19の欄は、第25条第2項の規定により、2の欄で示す装置を他の無線局と共通に使用しようとする場合、共通に使用する無線局について該当箇所を記載し、補足事項の欄には2の欄で記載した装置番号を記載すること。
- 20 20の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 21 21の欄は、添付図面として、機器配置図及び電源系統図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。
- (1) 機器配置図は、機体の平面図及び側面図に機器の配置場所及び空中線の取付状況を記載すること。
- (2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。
- 22 22の欄は、次によること。
- (1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。
- (2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規

定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。

- 23 24 の欄は、送信装置、空中線と発射する周波数等の関連付けができるよう、周波数番号を記載し、次のように記載すること。
 - (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 24 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 26 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 27 第 2 条第 3 項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の二第8 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、人工衛星局及び宇宙局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

工事設計書						
1 無線局の区別						
2 装置の区別		番号	第	装置	予備送信装置	<input type="checkbox"/> 現用装置の番号
3 通信方式コード又は送信の方式コード						
4 通信路数						
長 辺	5 送 信 機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲				
		定格出力(W)				
		低下させる方法コード				
		低下後の出力(W)				
		変調方式コード				
		発振コード				
		終段部の真空管又は半導体コード				
		電力束密度(dBW/Hz/m ²)				
		最大電力密度(dBW/Hz)				
		製造者名				
		型式又は名称				
製造番号						
短 辺	6 受 信 機	区別		<input type="checkbox"/> 送信機と同じ		
		低雑音増幅器	利得(dBi)			
			雑音温度(K)			
		通過帯域幅				
雑音温度(K)						

短 辺

(日本工業規格A列4番)

7 無線局の区別						
空中線系	8 空中線系番号		()			
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
		電力半値ビーム幅(度)				
		指向確度(度)				
		利得 (dBi)	送信		受信	
		口径(m)				
		雑音温度(K)				
	10 給電線等	給電線損失(dB)	送信		受信	
		共用器損失(dB)	送信		受信	
		その他損失(dB)	送信		受信	
	11 発射する周波数等					
	12 受信する周波数					
13 空中線系に関するその他の事項		<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
14 電源設備	種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項
	予備電源の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
15 附属装置		コード			記載部	
16 電波発射停止装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	方式及び性能			
17 軌道又は位置の変更機能		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	方式及び性能			
18 その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。				
19 添付図面		<input type="checkbox"/> 無線設備系統図又は送受信機系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 地表面の利得コンタ図 <input type="checkbox"/> 業務区域を示す図				
20 備考						

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

21 無線局の区別						
22 周波数配列情報	人工衛星の名称			周波数帯		
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

長 辺

23 無線局の区別					
24 宇宙通信概念情報	人工衛星の名称				
	アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	補足事項				

長
辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

25 無線局の区別								
26 長 辺 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	補足事項	トランスポンダ番号	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注1 1、7、21、23及び25の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。
- 3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように、原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。
- 4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては、記載を要しない。
- (1) 多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。
- (2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。
- 時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。なお、テレビジョン中継に使用するための無線設備の場合は、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。
- 通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
- 6 5の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。
- （記載例）
「32K0 G7W 3400.01MHz から 4199.99MHz まで」
- (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のを記載すること。
- (5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。
- (6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (7) 終段部の真空管又は半導体コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 電力束密度の欄は、申請する無線局の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。
- (9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たりにした値を記載すること。
- (10) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
- (11) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 7 6の欄は、次によること。

- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。
- (2) 低雑音増幅部の欄は、利得又は雑音温度を記載すること。ただし、当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は、記載は要しない。
- (3) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は中間周波数における6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。ただし、中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
- (4) 雑音温度の欄は、「(何) K」のように記載すること。
- 8 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。
- 9 9の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 電力半値ビーム幅の欄は、無指向性空中線、成形ビーム空中線及びマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。
- (3) 指向確度の欄は、無指向性空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。
- (4) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。
- (5) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
- (6) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(4)に準じて記載すること。
- 10 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。
- 11 11の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように26の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価平方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、25及び26の欄の記載は要しない。
- 12 12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
- 13 13の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成（放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺）、輻射器の細部の構成（輻射器、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数）及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向（空中線が地球を指向している場合は指向地点の緯度及び経度、その他の場合は方位角（真北を基準とする時計回りの角度をいう。）、仰角（人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。）で記載すること。）及び可動範囲を付記すること。
- ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、□にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することができる。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。
- 14 14の欄は、次によること。
- (1) 種別の欄、規格の欄、方式の欄、数量の欄、電力配分の欄及び補足事項の欄について記載すること。
- (記載例)

種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項
----	----	----	----	------	------

太陽電池	1000W (5年後)	シリコン	太陽電池セル	通信系サブシステム用 50W 通信系を除く共通系 300W ミッション系 150W	
------	----------------	------	--------	---	--

種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項
蓄電池	容量 60AH (合計)	N i - C d	3ユニット	通信系サブシステム用 50W 通信系を除く共通系 300W ミッション系 200W	

(2) 予備電源の有無の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載し、演奏所及び送信所の電源の予備の有無について、該当する□にレ印を付けること。

15 15の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

16 16の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を有する場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、電波の発射を停止させる装置を含まない場合は、「□無」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

17 17の欄は、次によること。

人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有する場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含まない場合は、「□無」の□にレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

18 18の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19 19の欄は、添付図面として、無線設備系統図（人工衛星局に限る。）又は送受信機系統図（衛星基幹放送局等に限る。）、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図又は送受信機系統図は、送受信機の系統、各系統の用途及び周波数並びに送受信機、空中線及び端局装置の接続系統を記載すること。

(2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。

(3) 地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局、衛星基幹放送局又は衛星基幹放送試験局が対地静止衛星である場合は、送信空中線及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、G_{is}（絶対利得）を最大利得から2、4、6、10、20dB、また、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4) 業務区域を示す図は、電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

20 20の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。衛星基幹放送局等の場合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 設備規則別表第三号の42の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（BN）及び

平均電力（P）の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。

21 22 の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。
- (2) 周波数帯の欄は、「3.4GHz から 4.2GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。
- (3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダごとに区別できるように番号を付すこと。
- (4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
- (5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
- (6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数帯間隔を区別して記載すること。
- (7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

22 24 の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注 21(1)に準じて記載すること。
- (2) アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
- (3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。
- (4) 周波数帯の欄は、「3.4GHz から 4.2GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。
- (5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第 1 条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
- (6) 配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所又は移動する無線局の移動範囲を記載すること。

23 26 の欄は、次によること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する電波の周波数等の関連付けができるように付番すること。
- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
- (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する電波の周波数を記載すること。
- (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する電波の周波数の空中線電力を記載すること。
- (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大 E R P 1000kW」又は「最大 E I R P 1000kW」のように記載すること。
- (6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- (7) トランスポンダ番号の欄は、22 の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

24 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

25 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

28 第 2 条第 3 項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局事項書及び工事設計書		
1 免許の番号	(局分)	
2 申請 (届出) の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	
3 無線局の種別コード		
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	
6 住 所	都道府県－市区町村コード [_____]	
	〒 (_____) _____	
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号 (_____) _____	
	フリガナ	
8 希望する運用許容時間		
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定 : _____ . _____ . _____	
	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月目の日	
	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 日目の日	
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日	
	<input type="checkbox"/> 日付指定 : _____ . _____ . _____	
	<input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月以内の日	
	<input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日	
11 所無 又線 は設 常備 置の 場設 所置 場	区 分	<input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 常置場所
	住 所	都道府県－市区町村コード [_____]
	船舶名	フリガナ
	主たる停泊港又は定置場	
12 移動範囲	基本コード [_____]	付加コード [_____]
	基本コード [_____]	付加コード [_____]
13 無線局の目的コード		<input type="checkbox"/> 従たる目的
14 通信事項コード		
15 通信の相手方		
16 識別信号		
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		

長
辺

工事設計書に限る。(検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する)	18 送信機	ATIS番号			
		個体識別コード			
		検定番号			
		技術基準適合証明番号			
		製造番号			
	19 空中線	空中線型式等	基本コード	付加コード	偏波面コード
		高さ(m)			
		利得(dBi)			
	20 附属装置		コード	記載部	
	21 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。			
22 備考					

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目（検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合以外の場合に限る。）

23 無線局の区別		(局分)			
工事設計書 (検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。)	24 送信機	通信方式コード			
		通信路数			
		A T I S 番号			
		個体識別コード			
		周波数	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
			定格出力(W)		
			低下させる方法コード		
			低下後の出力(W)		
		変調方式コード			
	製造番号				
	25 空中線	空中線型式等	基本コード	付加コード	偏波面コード
		高さ(m)			
		利得(dBi)			
	26 給電線等	給電線損失(dB)			
		共用器損失(dB)			
その他損失(dB)					
27 空中線系に関するその他の事項	<input type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。				
28 附属装置	コード	記載部			
29 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。				
30 添付図面	<input type="checkbox"/> 無線設備系統図				
31 備考					

長 辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄								備考
1 免許の申請の場合	1 9 17 18 21 24 27 30	2 10 11 (注1) (注1) (注2) (注2) (注2)	3 11 12 (注1) (注1) (注2) (注2) (注2)	4 12 13 (注1) (注1) (注2) (注2) (注2)	5 13 14 (注1) (注1) (注2) (注2) (注2)	6 14 15 (注1) (注1) (注2) (注2) (注2)	7 15 16 (注1) (注1) (注2) (注2) (注2)	8 16 17 (注1) (注2) (注2) (注2) (注2)	(注1) 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合に限る。 (注2) 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 16	(注)	2 3	3 4	4 5	5 6	6 7	7	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請の場合	1 8	2 16	3 17	4 (注)	5	6	7	7	(注) 第15条第1項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (2) 簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の2の2第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。ただし、遭難自動通報局（開設又は継続開設の場合に限る。）並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。
- (2) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への

記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成28年12月21日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。
- 11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、次によること。
 - (1) 無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所（船舶を設置場所とする場合を除く。）を記載すること。
 - (2) 船上通信局であつて、船舶を設置場所又は常置場所とする場合は、船舶名の欄にその名称（フリガナを付けること。）を記載するとともに、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。
 - (3) 携帯局であつて、船舶又は航空機を常置場所とするものにあつては、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。
- 13 12の欄は、コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」又は「何県、その周辺、上空」のように記載すること。
- 14 13の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。
- 15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。
- 16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。
- 17 16の欄の記載は、次の区分に従い、記載すること。
 - (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
- 18 17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。
 - (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
 - イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
 - ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。

と。

- (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
- (イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1 K00～999K
1.00MHz～999MHz	1 M00～999M
1.00GHz～999GHz	1 G00～999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
- (3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

19 18の欄は、次によること。

- (1) A T I S番号の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該識別番号を記載すること。
- (2) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）に限り、個体識別コードを記載すること。
- (3) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に記載すること。
- (4) 技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (5) 製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

20 19の欄は、次によること。

- (1) 空中線型式等の欄の記載は、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表によりそれぞれ該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。
- (2) 高さの欄は、次によること。ただし、移動する無線局及び構内無線局は記載を要しない。
 - ア 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局の場合は、その地上高を記載すること。
 - イ 船上通信局の場合は、航海船橋からの空中線の高さを記載すること。
- (3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

21 20の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

22 21 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

23 22 の欄は、次によること。

- (1) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局は、その船舶又は航空機の所有者を記載すること。
- (2) 第 15 条の 2、第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）又は第 17 条の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合において、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。
- (4) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (5) 狭帯域デジタル通信方式の無線設備（変調方式が四分のπシフト四相位相変調、チャンネル間隔が 25kHz、時分割多元接続方式のものであつて、255MHz を超え 275MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用する陸上移動局及び携帯局のうち、陸上移動局相互間又は携帯局相互間の通信に用いられる周波数の選択が手動でのみ行われるもの（無線局の通信事項が防災行政事務に関する事項のものに限る。）にあつては、当該周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用している旨を記載すること。
- (6) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
- (7) 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）にあつては、緊急時における申請者以外の 2 以上の者の連絡先を記載すること。
- (8) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

24 23 の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載し、簡易無線局、陸上移動局、携帯局又は船上通信局について第 15 条の 2 の 2 第 2 項（同条第 3 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

25 24 の欄は、次によること。

- (1) 通信方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (2) 通信路数の欄は、次によること。
 - ア 多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。
 - イ 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載すること。この場合において、テレビジョン中継に使用するための無線設備にあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
 - ウ 狭帯域デジタル通信方式の無線設備にあつては、上記による記載のほか次によること。
 - ア 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波あたりに多重する数を記載するこ

と。

(イ) 時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりのチャンネルの数を記載すること。

(3) A T I S 番号の欄の記載は、注 19 の(1)によること。

(4) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）に限り、個体識別コードを記載すること。

(5) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。

（記載例）

「32K 0 G 7 W 810.050MHz から 810.275MHz までの 25kHz 間隔の 10 波」又は「F 3 E 450MHz から 469MHz までの 12.5kHz 間隔の 1521 波」

(6) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(7) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(8) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(9) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(10) 製造番号の欄の記載は、注 19 の(5)によること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

26 25 の欄は、次によること。

(1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

(2) 高さの欄は、注 20 の(2)によること。

(3) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、G_{is}（絶対利得）で記載すること。

27 26 の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

28 27 の欄は、空中線の別に、次により記載すること。

(1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。

(2) 26.175MHz 以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。

(3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

29 28 の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

30 29 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

31 30 の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付することとし、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。

32 31 の欄は、注 23 に準じて記載すること。

33 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

- 34 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 35 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 36 事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 37 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第2 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下、この表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住 所	都道府県－市区町村コード [.....]
	〒 (.....)
	電話番号 (.....) -
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日目の日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月以内の日
11 無線局の目的コード	
	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	
13 無線設備の設置場所	フリガナ
	船舶又は航空機名
14 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
15 識別信号	[MMSI]
16 停泊港コード	
17 主たる停泊港又は定置場	
18 船舶又は航空機の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 (.....)

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2 枚目

19 無線局の区別			
20 電波の型式、 希望する周波数の 範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1W
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ()	5W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
	<input type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 ()	W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2W
	<input type="checkbox"/>		W
	<input type="checkbox"/>		W
	<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	kW
	<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W
	<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1W
	<input type="checkbox"/> G1B <input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz <input type="checkbox"/> 121.5MHz	5W 0.05W
21 航行区域又は従業制限コード 並びに航行する海域コード			
22 船舶番号又は漁船登録番号			
23 用途コード			
24 総トン数			
25 信号符字			
26 旅客定員コード			
27 長さコード			
28 加入海岸局	正加入		
	準加入		

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3 枚目

29 無線局の区別		31 製造者名	32 検定番号等又は名称	33 製造番号
工事設計書	30 機器の種類			
	<input type="checkbox"/> 27MHzDSB送受信機 [27DSB]			
	<input type="checkbox"/> 27MHzSSB送受信機 [27SSB]			
	<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40]			
	<input type="checkbox"/> 150MHz送受信 (AM) [150]			
	<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]			
	<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]			
	<input type="checkbox"/> 簡易AIS [AIS]			
	<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]			
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]			
	<input type="checkbox"/> レーダー [R]			
	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]			
	<input type="checkbox"/> 搜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]			
	<input type="checkbox"/> 搜索救助用位置指示送信装置 [ATL]			
<input type="checkbox"/> その他 ()				
<input type="checkbox"/> その他 ()				
34 特殊な設備	<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]			
	<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]			
	<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]			
	<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
35 附属装置	<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]			
	<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]			
	<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
36 ATIS番号				

長
辺

37 船舶等識別番号	
38 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。
39 備考	

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。ただし、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、10、12、14、15、16、17、18、19、20及び21の欄は記載を要しない。

区別	記載する欄等	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注) 2 3 4 5 6 7 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申請を行う場合	1 2 3 4 (注) 5 6 7 8 (注) 15 19 20 28	(注) 遭難自動通報局を除く。

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、コード表により、該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
 - (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。ただし、遭難自動通報局については、変更の場合に限り記載すること。
 - (2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6ヶ月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。
 - (3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。
 - ア 免許申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的な計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的な計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
 - イ 再免許申請の場合
実験、試験又は調査の方法及び具体的な計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的な計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。
- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時ま

- で」のように記載すること。ただし、24 時間を希望する場合及び第 15 条第 1 項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 9 の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第 15 条第 1 項、第 15 条の 4 第 1 項及び第 15 条の 5 第 1 項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成 28 年 12 月 21 日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。
- 11 10 の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第 15 条の 4 第 1 項及び第 15 条の 5 第 1 項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は注 10 に準じて記載すること。
- 12 11 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。
- 13 12 の欄は、コード表により、該当するコードを記載すること。
- 14 13 の欄は、船舶の場合は船舶の名称（フリガナを付けること。）を、航空機の場合は航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。
- 15 14 の欄は、特定船舶局に限り、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。
- 16 15 の欄の記載は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）
- 17 16 の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の 2 桁で記載すること。
- 18 17 の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場を記載すること。
- 19 18 の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。
- 20 19 及び 29 の欄は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。
- 21 20 の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。
- 22 21 の欄は、航行区域又は従業制限及び航行する海域について、コード表により該当するコードを記載すること。
- 23 22 の欄は、「123456」又は「TK 2—1234」のように記載すること。
- 24 23 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 25 24 の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。
- 26 25 の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。
- 27 26 及び 27 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 28 28 の欄は、特定船舶局に限り、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の区別により記載すること。
- 29 30 の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。
- 30 31 の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。この場合、当該機器が検定合格機器（施行規則第 11 条の 5 各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備であるものについて

は、記載を要しない。

- 31 32 の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。
- 32 33 の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 33 34 及び 35 の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。
- 34 36 の欄は、設備規則第 9 条の 2 第 1 項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該識別番号を記載すること。
- 35 37 の欄は、設備規則第 9 条の 2 第 6 項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。
- 36 38 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 37 39 の欄は、次によること。
 - (1) 義務船舶局以外の船舶局であつて、船舶安全法第 2 条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。
 - (2) 船舶安全法第 4 条第 1 項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、免除の内容について記載すること（特定船舶局に限る。）。
 - (3) 施行規則第 28 条第 2 項の規定により備えなければならない船舶局以外の無線設備の機器がある場合は、その無線局の種別及び無線設備の名称を記載すること（TG（船舶地球局）、TUP（携帯移動地球局）等の無線局の種別記号を記載し、無線設備の具体的名称を記載すること。）。（記載例） TGインマルサットF
 - (4) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
 - (5) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号等により明示すること。
 - (6) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。
 - (7) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
 - (8) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
 - (9) 特定船舶局にあつては、電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者から電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。
 - (10) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 38 免許の申請の場合において、第 15 条の 5 第 1 項第 2 号に該当するとき又は工事設計の変更若しくは無線設備の変更の工事の届出をする場合において、施行規則別表第一号の三第 1 の 21 の項若しくは同表第 2 の 2 の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。
- 39 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 40 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。

41 無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第二号の三第3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）
（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第5及び別表第二号の二第8のとおりとする。

無線局事項書及び工事設計書				
1 免許の番号				
2 申請（届出）の区分		<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更		
3 社団（クラブ）／個人の別		<input type="checkbox"/> 社団（クラブ） <input type="checkbox"/> 個人		
4 住 所		都道府県－市区町村コード []		
		〒 (-)		
		電話番号 () -		
5 氏名又は名称及び代表者氏名		フリガナ []		
6 工事落成の予定期日		<input type="checkbox"/> 日付指定： . . <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から _____ 日目の日		
7 無線従事者免許証の番号				
8 無線局の目的コード		アマチュア業務用		
9 通信事項コード		アマチュア業務に関する事項		
10 呼出符号				
11 無線設備の設置場所又は常置場所		都道府県－市区町村コード		
		住 所		
12 移動範囲		<input type="checkbox"/> 移動する（陸上、海上及び上空） <input type="checkbox"/> 移動しない		
長 辺	13 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	希望する周波数帯	電波の型式	空中線電力
		<input type="checkbox"/> 135kHz	<input type="checkbox"/> 3 L A <input type="checkbox"/> 4 L A	W
		<input type="checkbox"/> 475.5kHz	<input type="checkbox"/> 3 M A <input type="checkbox"/> 4 M A	W
		<input type="checkbox"/> 1.9MHz	<input type="checkbox"/> A 1 A <input type="checkbox"/> 3 M A <input type="checkbox"/> 4 M A	W
		<input type="checkbox"/> 3.5MHz	<input type="checkbox"/> 3 H A <input type="checkbox"/> 4 H A <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 3.8MHz	<input type="checkbox"/> 3 H D <input type="checkbox"/> 4 H D <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 7MHz	<input type="checkbox"/> 3 H A <input type="checkbox"/> 4 H A <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 10MHz	<input type="checkbox"/> 2 H C <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 14MHz	<input type="checkbox"/> 2 H A <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 18MHz	<input type="checkbox"/> 3 H A <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 21MHz	<input type="checkbox"/> 3 H A <input type="checkbox"/> 4 H A <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 24MHz	<input type="checkbox"/> 3 H A <input type="checkbox"/> 4 H A <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 28MHz	<input type="checkbox"/> 3 V A <input type="checkbox"/> 4 V A <input type="checkbox"/> 3 V F <input type="checkbox"/> 4 V F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 50MHz	<input type="checkbox"/> 3 V A <input type="checkbox"/> 4 V A <input type="checkbox"/> 3 V F <input type="checkbox"/> 4 V F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 144MHz	<input type="checkbox"/> 3 V A <input type="checkbox"/> 4 V A <input type="checkbox"/> 3 V F <input type="checkbox"/> 4 V F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 430MHz	<input type="checkbox"/> 3 V A <input type="checkbox"/> 4 V A <input type="checkbox"/> 3 V F <input type="checkbox"/> 4 V F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 1200MHz	<input type="checkbox"/> 3 S A <input type="checkbox"/> 4 S A <input type="checkbox"/> 3 S F <input type="checkbox"/> 4 S F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 2400MHz	<input type="checkbox"/> 3 S A <input type="checkbox"/> 4 S A <input type="checkbox"/> 3 S F <input type="checkbox"/> 4 S F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 5600MHz	<input type="checkbox"/> 3 S A <input type="checkbox"/> 4 S A <input type="checkbox"/> 3 S F <input type="checkbox"/> 4 S F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 10.1GHz	<input type="checkbox"/> 3 S A <input type="checkbox"/> 4 S A <input type="checkbox"/> 3 S F <input type="checkbox"/> 4 S F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 10.4GHz	<input type="checkbox"/> 3 S A <input type="checkbox"/> 4 S A <input type="checkbox"/> 3 S F <input type="checkbox"/> 4 S F <input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 24GHz	<input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 47GHz	<input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 77GHz	<input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 135GHz	<input type="checkbox"/>	W
		<input type="checkbox"/> 249GHz	<input type="checkbox"/>	W
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	W		
<input type="checkbox"/> 4630kHz	A 1 A	W		

14 変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 3~5	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 11	<input type="checkbox"/> 12	<input type="checkbox"/> 13	<input type="checkbox"/> 16
15 備考							

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目

長
16
工
事
設
計
書
辺

第 送 信 機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更			
	技術基準適合証明番号				
	発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲				
	変調方式				
	終段管	名称個数	電圧	V	
	定格出力(W)				
	第 送 信 機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
		技術基準適合証明番号			
		発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲			
		変調方式			
		終段管	名称個数	電圧	V
		定格出力(W)			
	第 送 信 機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
		技術基準適合証明番号			
		発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲			
		変調方式			
		終段管	名称個数	電圧	V
		定格出力(W)			
	第 送 信 機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更		
		技術基準適合証明番号			
		発射可能な電波の型式 及び周波数の範囲			
		変調方式			
		終段管	名称個数	電圧	V
		定格出力(W)			
送信空中線の型式					
周波数測定装置の有無	<input type="checkbox"/> 有 (誤差0.025%以内) <input type="checkbox"/> 無				
添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図				
その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。				

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 (注) 3 4 5 6 7 11 12 13 15 16	(注) 開設に該当する。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 10 14 16	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に対応する。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 9 10 11 13 14	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に対応する。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1 (注1) 2 (注2) 3 4 5 7 (注3) 10 (注4) 13 (注3) 14 15	(注1) 免許後の変更の場合に限る。 (注2) 変更に対応する。 (注3) この欄の変更の場合に限る。 (注4) この欄の変更をしない場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1 2 (注) 3 4 5 10 11 14	(注) 変更に対応する。

- 2 1の欄は、現に免許を受けている免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、社団（クラブ）又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 5 4の欄は、次によること。
 - (1) 都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地を、申請者が外国人である場合は日本における居住地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請者が外国人である場合に限り、国籍欄にその国籍を記載すること。
- 6 5の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者氏名（一般社団法人を除く。）を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 7 6の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成28年12月21日」の場合は「H28.12.21」のように記載すること。
- 8 7の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。
- 9 10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。
- 10 11の欄は、次によること。
 - (1) 無線設備の設置（常置）場所と4の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

- (2) 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
- (3) 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。
- 11 12 の欄は、希望する移動範囲について、該当する□にレ印を付けること。
- 12 13 の欄は、次によること。
- (1) 該当する□にレ印を付けること。この場合、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。
- (2) 変更申請の場合であつても、変更後の周波数帯、空中線電力、電波の型式の全てについて、該当する□にレ印を付けること。
- 13 14 の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 14 15 の欄は、次によること。
- (1) 免許の申請の場合
- ア 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。
- イ 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。
- (2) 遠隔操作を行う場合
- 遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。
- ア 電波の発射の停止を確認することができるもの
- イ 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであることを確認することができるもの
- ウ インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていることを確認することができるもの
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されたものである旨を記載すること。
- (4) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (5) その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 15 16 の欄は、次によること。
- (1) 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、この様式1枚に全部を記載できないときは、日本工業規格A列4番の規格の用紙に適宜記載すること。
- (2) 「変更の種別」欄は、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。
- (3) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により工事設計の全部を省略する場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」の欄にその旨を記載すること。
- (4) 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。
- (5) 第15条の3第4項（第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）

の規定が適用されることとなる場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」、「変調方式」、「終段管」、「定格出力」の欄の記載を省略するものとする。

- (6) 無線設備の機器が、免許申請の場合において第 15 条の 5 第 1 項第 2 号に該当するものであるとき又は変更の届出の場合において施行規則別表第一号の三第 1 の 21 の項、同表第 2 の 2 の項若しくは別表第二号第 1 項第 1 号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。
- (7) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分についてその変更後の事項を記載すること。
- (8) 変調の方式の欄は、無線電信の場合は記載を要しない。
- (9) 終段管の欄は、終段部の真空管（半導体を含む。）の名称及び個数並びに終段陽極（これに該当するものを含む。）の電圧を記載すること。
- (10) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (11) 送信空中線の型式の欄は、移動する局の場合は記載を要しない。
- (12) 周波数測定装置（施行規則第 11 条の 3 第 7 号の装置を含む。）について記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。ただし、26.175MHz を超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が 10W 以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。
- (13) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。ただし、第 15 条の 3 第 4 項（第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、送信機系統図の提出を要しない。
- (14) その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 6、第 20 条の 9 及び第 25 条の 2 関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局事項書及び工事設計書	
1 包括免許の番号	
2 申請（届出）の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	
4 最大運用数	
5 無線設備を設置しようとする区域	基本コード[] 付加コード[]
6 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
7 住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒 (-)
	電話番号 () -
8 氏名又は名称及び代表者名	フリガナ
9 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日
	<input type="checkbox"/> 日付指定： . .
	<input type="checkbox"/> 免許の日から 月以内の日
11 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的
	<input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信の相手方	
13 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
14 包括免許人の事務所	都道府県－市区町村コード []
	〒 (-)

長
辺

15 工事設計	無線設備の規格コード		
	技術基準適合証明の内容及びその証明の有無	定格出力	
発射可能な電波の型式及び周波数の範囲			
技術基準適合証明の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
16 備考			

短 辺

(日本工業規格A列4番)

2枚目 (特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。))に限る。)

17 無線局の区別	
18 最大運用数に係る計画等	

長
辺

短 辺

(日本工業規格A列4番)

3 枚目 (通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。)

19 無線局の区別	
20 外国の人工衛星の軌道又は位置	
21 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
22 人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
23 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局 (人工衛星の位を除く。)に関する事項	
24 通信の制御に関する事項	
25 業務区域	基本コード[] 付加コード[]
	基本コード[] 付加コード[]
	基本コード[] 付加コード[]
26 備考	

長
辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

4 枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

27 無線局の区別						
28 周波数配列情報	人工衛星の名称			周波数帯		
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

長
辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

5 枚目 (V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

29 無線局の区別					
長 辺	人工衛星の名称				
	アップリンク/ ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	30				
	宇宙 通信 概念 情報				
補足事項					

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 17 (注1) 19 (注2) 27 (注3) 29 (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 18 の欄に変更がある場合に限る。 (注2) 20 の欄から 26 の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 28 の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 30 の欄に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 13 14 17 18	

- 2 1 の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2 の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 4 3 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4 の欄は、特定無線局（法第 27 条の 2 第 1 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。
- 6 5 の欄は、特定無線局（法第 27 条の 2 第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域について、コード表により該当するコードを記載すること。
- 7 6 の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する口にレ印を付けること。
- 8 7 の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 9 8 の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 10 9 の欄は、次によること。
 - (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。
 - (2) 再免許の申請の場合は、(1)に準じて記載すること。
 - (3) 設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第 10 号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち 2,452MHz を超え 2,752MHz 以下及び 2,595MHz を超え 2,645MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る業務計画等若し

くは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、当該事項の記載を省略することができる。

11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成28年12月21日」の場合は「H28. 12. 21」のように記載すること。

12 11の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

13 12の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「（何）系衛星」のように記載することができる。

14 13の欄は、次によること。

電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄の記載は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何 MHz から何 MHz 何 kHz 間隔 何波」又は「何 MHz から何 MHz」のように記載することができる。

15 14の欄は、注8に準じて記載すること。

16 15の欄は、次によること。

(1) 無線設備の規格コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。

(3) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F 3 E 何 MHz から何 MHz まで 何波」のように記載すること。

(4) 技術基準適合証明の有無の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。

17 16の欄は、次によること。

(1) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。

(2) 国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又は発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

(記載例) 国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告 E. 212 に基づき、×××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されたものである旨を記載すること。

(4) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約

を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 20 条の 6 第 2 項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である包括免許の番号を記載すること。

- (5) 特定無線局（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第 21 条の 3 への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。
 - (6) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
 - (7) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 18 17、19、27 及び 29 の欄は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。
- 19 18 の欄は、次の事項を記載すること。
- (1) 電気通信業務を行う特定無線局
 - ア 提供する役務の概要（契約約款等利用条件を記載した書類を添付すること。）
 - イ 運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及び算出根拠
 - (2) 電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局
運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠
- 20 20 の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。
- (1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）
（記載例） 対地静止衛星軌道 東経 135° 緯度の変動幅 ±0.2° 経度の変動幅 ±0.1°
 - (2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（コード表により記載することができる。）
- 21 21 の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。
- (1) 打上げ予定時期
 - (2) 特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数
 - (3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間
- 22 22 の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。
- （記載例） 何地球局 何国何州何市
- 23 23 の欄には、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。
- （記載例） 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市
- 24 24 の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。
- (1) 本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統
 - (2) 本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市

(3) 申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目 (契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射 (開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

25 25 の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

26 26 の欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

27 28 の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称等を記載すること。

(2) 周波数帯の欄は、「12.5GHz から 18.0GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器 (トランスポンダ) 番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

(4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。

(5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。

(6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。

(7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の 22 の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2) から(7)までの記載を省略することができる。

28 30 の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注 27(1)に準じて記載すること。

(2) アップリンク/ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。

(3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。

(4) 周波数帯の欄は、「3.4GHz から 4.2GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。

(5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第 1 条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。

(6) 配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

29 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号の五 登録の申請に添付する書類の様式（第 25 条の 10 第 3 項及び第 25 条の 17 第 3 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長
辺

1	無線局の種別コード	
2	法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
3	住所	都道府県－市区町村コード [] 〒 ()
		電話番号 () -
4	氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
5	運用開始の予定期日	
6	希望する登録の有効期間	
7	開設の目的	
8	無線設備の常置場所	都道府県－市区町村コード []
9	無線設備の工事設計の内容	識別符号
		適合表示無線設備の番号
		製造番号
		空中線の利得
		指向方向
10	備考	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注1 1の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 2 2の欄の記載は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 3 3の欄は、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 4 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 5 5の欄は、運用開始の期日を「H28. 12. 21」のように記載すること。
- 6 6の欄は、施行規則第9条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。
- 7 7の欄は、開設の目的を詳細に記載すること。
- 8 8の欄は、移動する無線局（包括登録の場合を除く。）に限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- 9 9の欄は、登録（包括登録を除く。注9(3)において同じ。）の場合に限り記載することとし、次によること。
- (1) 識別符号の欄は、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第8条第1項第3号に規定する識別信号以外のものをいう。以下同じ。）及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。
- (2) 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る識別番号（以下この表において「適合表示無線設備の番号」という。）のいずれかを届出に係る無線局ごとに記載すること。複数の無線設備について、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- (3) 製造番号の欄は、登録に係る無線局の無線設備の製造番号を記載すること。複数の無線設備について、製造番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
- (4) 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis（絶対利得）で記載すること。
- (5) 指向方向の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。
- 10 10の欄は、次によること。
- (1) 包括登録の申請の場合に限り、登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数を記載すること。
- (2) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されたものである旨を記載すること。
- (3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条の10第4項又は第25条の17第4項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の登録の番号を記載すること。
- 11 移動しない無線局（包括登録の場合を除く。）にあつては、次の資料を添付すること。

(1) 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、10の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2) 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局における業務区域を記載した地図

- 12 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第三号 工事落成の期限の延長申請書の様式（第 11 条第 2 項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

工事落成の期限の延長申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注 1）

電波法第 8 条第 2 項の規定により、工事落成の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 予備免許を受けた無線局に関する事項（注 3）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 予備免許年月日及び予備免許通知書の番号	
④ 工事落成の期限	
⑤ 希望する延長期限及び延長する理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 申請者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町

村の記載は要しない。

- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄の記載は、コード表により該当するコードを記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (2) ②の欄は、予備免許の際に指定を受けた識別信号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、予備免許を受けた年月日及び予備免許通知書の番号を記載すること。
 - (4) ④の欄は、予備免許の際に指定を受けた工事落成の期限を記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑥ 検査を希望する日	
------------	--

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

- 2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。
- 3 該当する手続きの口にレ印を付けること。
- 4 届出者の欄は、次によること。
 - (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地进行を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 5 ①の欄から⑥の欄までの記載は、次によること。
 - (1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (2) ②の欄は、届出に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、工事落成の届出の場合は、予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号を記載し、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
 - (4) ④の欄は、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合は、変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号を記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、工事落成の届出の場合は、工事が落成した年月日を記載し、設置場所変更の届出の場合は、無線設備の設置場所を変更した年月日を記載し、変更工事完了の届出の場合は、無線設備の変更の工事が完了した年月日を記載すること。
 - (6) ⑥の欄は、総務大臣が職員を派遣して検査を行う場合に限り、希望する日がある場合はその旨記載すること。
- 6 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、

その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
 - (1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている特定無線局の運用開始の期限を記載すること。
 - (4) ④の欄は、希望する延長期限及び延長する理由を記載すること。
 - 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
 - 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の四 無線局の運用開始等に係る届出書の様式（第 24 条第 3 項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局の運用開始等の届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注 1）

- 電波法第 16 条第 1 項の規定により、無線局の運用を開始するので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第 16 条第 2 項の規定により、無線局の運用を休止（無線局の運用の休止期間を変更）するので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第 27 条の 6 第 2 項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第 24 条第 2 項第 1 号の規定により、無線航行陸上局の無線局運用規則第 108 条第 3 号及び第 4 号（これらの規定を同規則第 182 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第 24 条第 2 項第 2 号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第 140 条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第 24 条第 2 項第 3 号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第 140 条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

（注 2）

記

1 届出者（注 3）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 無線局の運用開始等に係る事項（注 4）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 運用開始の期日又は運用開始年月日	
⑤ 運用休止期間及び運用を休止する理由又は変更後の運用休止期間及び変更する理由	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長にあてること。

2 無線局の運用開始（休止）の届出を行う場合又は特定無線局の運用開始の届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

3 届出者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。

(1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(4) ④の欄は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は、運用を開始する期日を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は、運用を開始した年月日を記載することとし、無線局の運用休止の届出の場合は記載を要しない。

(5) ⑤の欄は、無線局の運用休止又は運用休止期間を変更する届出に限り、記載すること。

(6) ⑥の欄は、次によること。

ア 無線局免許手続規則第24条第2項各号の届出に限り、各号に掲げる事項を記載すること。

なお、当該事項を変更する場合は、変更である旨及び変更後の事項を記載すること。

イ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、

その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三号の五 包括免許（施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる無線局に係るものに限る。）の無線局の開設等届出書の様式（第 24 条の 2 第 2 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

包括免許に係る無線局の開設（又は変更）届出書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注 1）

- 電波法第 27 条の 6 第 3 項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので届け出ます。
- 電波法第 27 条の 6 第 3 項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり変更したので届け出ます。

（注 2）

記

1 届出者（注 3）

住 所	都道府県—市区町村コード [
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 包括免許を受けている無線局に関する事項（注 4）

① 包括免許の番号			
② 特定無線局の番号			
③ 特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日			
④ 無線設備の設置場所	住所(1)	設置場所番号	
		設置場所の区別コード	
		都道府県-市区町村コード	
		住所	
	住所(2)	設置場所番号	
		設置場所の区別コード	
		都道府県-市区町村コード	
		住所	
	住所(3)	設置場所番号	
		設置場所の区別コード	
		都道府県-市区町村コード	
		住所	

⑤ 工事設計の内容	装置の区別		番号					
	適合表示無線設備の番号							
	無線設備の製造番号							
	予備電源			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	設置場所番号							
	空中線系番号			()	()	()	()	
	空中線	空中線 型式等	送受の別コード					
			基本コード					
			付加コード					
			偏波面コード					
		海拔高 (m)						
		地上高 (m)						
		利得 (dBi)						
		指向方向 (度)						
		水平面の主輻射の角度の幅 (度)						
		空中線の位置		緯度				
	経度							
	給電線等	給電線損失	送信 (dB)					
受信 (dB)								
共用器損失		送信 (dB)						
		受信 (dB)						
その他損失		送信 (dB)						
		受信 (dB)						
発射する周波数等								
その他の工事設計			<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。					

⑤ 工事設計の内容	発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補足事項
⑥ 備考						

- 注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 特定無線局の開設の届出を行う場合又は特定無線局の変更の届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 3 届出者欄の記載は、次によること。
- (1) 住所の欄は、都道府県コード、郵便番号及び包括免許人の住所を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
 - (3) 代理人による届出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 4 包括免許を受けている無線局に関する事項欄の記載は、次によること。
- ア ①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
 - イ ③の欄は、現に免許を受けている特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「H28. 12. 21」のように記載すること。
 - ウ ④の欄は、次によること。
 - (ア) 特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を記載すること。
 - (イ) その他の無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするも

のについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

(4) ⑤の欄は、次によること。

ア 装置の区別の欄は、一の無線局において2以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合においては、工事設計の内容が同一である部分に「第一装置と同じ」のように記載することができる。

イ 適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号に係る届出番号を記載すること。

ウ 無線設備の製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。

エ 予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。

オ 設置場所番号の欄は、④の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

カ 空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「〇〇通信系」のように記載すること。

キ 空中線の欄は、次によること。

(ア) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(イ) 海拔高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(ウ) 利得の欄は、Gis（絶対利得）で記載すること。

(エ) 指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(オ) 水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（特定陸上移動中継局を除く。）に限り記載すること。

(カ) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

ク 給電線等の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。

ケ 発射する周波数等の欄は、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄の記載は要しない。

コ その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

サ 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力の欄は、次によること。

(ア) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(イ) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(ウ) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(エ) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(オ) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

(5) ⑥の欄は、次によること。

ア 法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。
イ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

- 5 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 6 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- (1) 住所の欄は、都道府県コード、郵便番号及び包括免許人の住所を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
 - (3) 代理人による届出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 4 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した期日を「H28. 12. 21」のように記載すること。
 - (3) ③の欄は、次によること。
 - ア 当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇」のように記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。
 - イ 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
 - (4) ④(1)の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「001—XXXXXX~001—ZZZZZZ」又は「001—XXXXXX、001—XXXZZZ」のように記載すること。
 - (5) ④(2)の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001~ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
 - (6) ⑤の欄は、次によること。
 - ア 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置」と記載すること。
 - イ 施行規則第21条の3に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。
 - ウ 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。
 - エ 法第27条の6第3項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。
 - オ フェムトセル基地局に係る変更の場合は、当該無線局を開設した日を記載すること。
 - カ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 5 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること

別表第三号の七 登録局の開設の届出書の様式（第 25 条の 23 第 3 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の開設の届出書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注 1）

電波法第 27 条の 31 の規定により、包括して登録を受けている無線局に関して、下記のとおり開設したので届け出ます。

記

1 届出者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 包括して登録を受けている無線局の開設に関する事項（注 3）

① 運用開始の期日	
② 無線設備の設置場所又は移動範囲	コード []
③ 無線設備の常置場所	コード []
④ 登録局を開設した日	
⑤ 登録の番号	
⑥ 無線設備の工事設計の内容	
識別符号	
適合表示無線設備の番号	
無線設備の製造番号	
空中線の利得	
指向方向	
⑦ 開設した無線局数	
⑧ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ

電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 届出者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 ①の欄から⑧の欄までの記載は、次によること。

- (1) ①の欄は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28. 12. 21」のように記載すること。
- (2) ②の欄は、次によること。
 - ア 移動しない無線局にあつては、当該届出に係る無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の緯度及び経度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135. 30. 30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては、「何県何市何町〇—〇—〇」等と記載することとし、空中線の位置の緯度及び経度の記載は要しない。
 - イ 移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
 - ウ 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- (3) ③の欄は、当該届出に係る無線局が移動するものに限り、その無線設備の常置場所を記載すること。ただし、都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。
- (4) ④の欄は、当該届出に係る無線局を開設した期日を注3(1)に準じて記載すること。
- (5) ⑤の欄は、現に包括登録を受けている登録局の包括登録の番号を記載すること。
- (6) ⑥の欄は、次によること。
 - ア 識別符号の欄は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者その他総務大臣が別に告示する者が管理する識別符号及び総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称のいずれかを有する場合に限り記載すること。
 - イ 適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。
 - ウ 無線設備の製造番号の欄は、無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

エ 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis（絶対利得）で記載すること。

オ 指向方向の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(7) ②、③及び⑥の欄に複数の無線局について記載する場合は、無線局ごとに記載すること。

(8) ⑦の欄は、当該届出に係る開設した無線局数を記載すること。

(9) ⑧の欄は、次によること。

ア 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成 19 年 11 月 30 日までに製造されたものである旨を記載すること。

イ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

(10) 移動しない無線局にあつては、次の資料を添付すること。ただし、当該資料が既に総合通信局に提出された包括登録に係る無線局の開設届出書に添付した資料と同じであるときは、その旨を⑧の欄に記載して、その添付を省略することができる。

ア 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う 2 以上の無線局の届出を同時に行う場合（一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。）は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、⑧の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

イ 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

当該届出に係る無線局における業務区域を記載した地図

4 届出書の用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- 注1 施行規則第51条の15第1項第1号又は第2号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長に宛てること。
- 2 該当する手続きの□にレ印を付けること。
 - 3 申請（届出）者の欄は、次によること。
 - (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - 4 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
 - (1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）を記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。
 - (4) ④の欄の記載は、次のよること。
 - ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
 - イ 2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。
 - ウ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
 - 5 申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
 - 6 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四号の二 特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の2第1項及び第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

- 電波法第27条の8第1項の規定により、特定無線局の目的若しくは通信の相手方の変更の許可又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第27条の9の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

1 申請者 (注3)

住 所	都道府県—市区町村コード [
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 変更等の対象となる無線局に関する事項 (注4)

① 特定無線局の種別	
② 包括免許の番号	
③ 備考	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 変更等の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 3 申請者の欄は、次によること。
 - (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コ

ードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 ①の欄から③の欄までの記載は、次によること。

(1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

(3) ③の欄は、その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

6 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- 3 申請（届出）者の欄は、次によること。
 - (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 4 ①の欄及び②の欄は、次によること。
 - (1) ①の欄は、現に登録を受けている登録局の登録の番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、変更の具体的内容及び理由を記載すること。
- 5 申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 6 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

	〒 (—)
氏名又は名称若しくは商号	フリガナ
代表者氏名	フリガナ

3 承継に係る無線局（注5）

① 識別信号	
② 種別	
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	

4 電波法第5条に規定する欠格事由（注6）

有 無

5 各手続に係る個別事項（注2）（注7）

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名（注8）
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局に限る。）（注9）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（注9）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（注9）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局に限る。）（注9）

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局に限る。）（注9）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局に限る。）（注9）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局に限る。）（注9）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局に限る。）（注9）

無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し又は譲受けの理由
- ③ 譲渡人又は譲受人の事業計画（注 9）
- ④ 譲渡人又は譲受人の事業収支見積り（注 9）
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注 9）
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注 9）

6 添付書類（注 2）

- (1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続
 - 免許人の地位を承継した事実を証する書面
 - 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面
- (2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続
 - 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
 - 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案
- (3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続
 - 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
 - 譲受人が法人であるときは、その定款
 - 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書
- (4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続
 - 事業の譲渡に関する契約書の写し
 - 譲渡人が法人であるときは、その定款
 - 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

7 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 承継の申請を行う場合又は承継の届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。なお、記載を要しない記載事項及び記載欄は、必要に応じて削除することができる。

3 申請（届出）者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合

合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 4 免許人の地位を承継した者、合併当事者、分割当事者又は譲渡人の欄は、次によること。
- (1) 住所については、注3の(1)に準じて記載すること。
 - (2) 氏名又は名称若しくは商号については、次のように記載すること。
 - ア 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

なお、電波法第20条第7項及び第8項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。
 - イ 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続の場合は、合併又は分割当事者の商号又は名称を記載すること。
 - ウ 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。
 - エ 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。
 - (3) 代表者氏名については、法人又は団体の場合に限り、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 5 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。（包括免許に係る特定無線局を除く。）
 - (2) ②の欄は、承継に係る無線局について、コード表により該当するコードを記載し、第15条の2の2第3項又は第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (3) ③の欄は、承継に係る無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。
 - (4) ④の欄は、無線局免許手続規則第20条の2又は無線局免許手続規則第20条の3の手続の限り、記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、次によること。
 - ア 承継に係る無線局について記載すること。
 - イ 無線局免許手続規則第20条の2の手続の場合は、記載を要しない。
- 6 法第5条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。
- 7 各項目に応じて記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記

載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

8 注4に準じて記載すること。

9 別表第二号第1又は第5の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。

10 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

名、商号又は名称	
④ 認定の有効期間	

4 電波法第 27 条の 13 第 5 項に規定する欠格事由（注 5）

有 無

5 各手続に係る個別事項（注 1）（注 6）

法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項による手続

- ① 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名（注 7）
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（注 8）
- ⑥ 事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（注 8）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（注 8）

法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 3 項の規定に係る手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（注 8）
- ⑤ 事業収支見積り（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（注 8）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画に限る。）（注 8）

6 添付書類（注 1）

(1) 法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に係る承継手続

- 認定開設者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 2 項に係る承継手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

(3) 法第 27 条の 16 において準用する同法第 20 条第 3 項の規定に係る手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 譲受人の定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

7 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ

電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 承継の申請を行う場合又は承継の届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
 なお、記載を要しない記載事項及び記載欄は、必要に応じて削除することができる。
- 2 申請（届出）者の欄は、次によること。
- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 認定開設者の地位を承継した者、合併当事者、分割当事者又は譲渡人の欄は、次によること。
- (1) 住所については、注2の(1)に準じて記載すること。
 - (2) 商号又は名称については、次のように記載すること。
 - ア 法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、相続人の商号又は名称を記載すること。
 - イ 法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併又は分割当事者の商号又は名称を記載すること。
 - ウ 法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲渡人の商号又は名称を記載すること。
 - (3) 氏名又は代表者氏名については、法人又は団体の場合に限り、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 4 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、承継に係る認定計画の認定番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、承継に係る認定計画の認定された年月日を記載すること。
 - (3) ③の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、記載すること。
 - (4) ④の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、記載すること。
- 5 欠格事由については、申請者が、法第27条の13第5項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 6 各項目に応じて記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 7 注3に準じて記載すること。
- 8 別表第八号の二の特定基地局の開設計画の様式に準じて記載すること。
- 9 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住

所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

- 10 申請（届出）書用の紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の三 登録局の登録の承継届出書の様式（第 25 条の 15 第 2 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注 1）

電波法第 27 条の 24 第 1 項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第 2 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 登録人の地位を承継した者（注 3）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称	フリガナ
代表者氏名	フリガナ

3 承継に係る登録局（注 4）

① 登録の番号	
② 登録人の住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
③ 登録人の氏名又は名称	フリガナ
④ 登録人の代表者氏名	フリガナ

⑤ 承継の理由	
⑥ 承継の期日	

4 添付書類（注5）

- 登録人の地位を承継した事実を証する書面
- 登録人の地位を承継することができる者が2人以上ある場合において、その協議により登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面

5 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 届出者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 登録人の地位を承継した者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、注2の(1)に準じて記載すること。
- (2) 氏名又は名称については、法人又は団体の場合は、名称を記載すること。
- (3) 代表者氏名については、法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

4 ①の欄から⑥の欄までの記載は、次によること。

- (1) ①の欄は、承継に係る登録局の登録の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人の住所を注2の(1)に準じて記載すること。
- (3) ③の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人の氏名又は名称を記載すること。
- (4) ④の欄は、登録の承継に係る承継前の登録人が、法人又は団体の場合は、その代表者の役職及び氏名を記載すること。ただし、登録の承継に係る承継前の登録人が国の機関、地方公共団

体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(5) ⑤の欄は、承継の理由を記載すること。

(6) ⑥の欄は、承継の期日（年月日）を記載すること。

5 添付書類の区分により該当する口にレ印を付けること。

6 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号 基幹放送局に係る免許状の様式（第21条第1項関係）

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期限	
無線局の目的			運用許容時間
放送事項			
放送区域			
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
認定基幹放送事業者の 氏名又は名称			
備 考			
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総 務 大 臣 印</p>			

長
辺

短

辺

(日本工業規格A列4番)

別表第六号の二 基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状（第 21 条第 1 項関係）

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期間	
無線局の目的	運用許容時間		
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所又は移動範囲			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総務大臣（注1） 印</p>			

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同項に規定する所轄総合通信局長とする。
- 2 国際航海に従事する船舶の船舶局及び船舶地球局並びに国際航空に従事する航空機の航空機局及び航空機地球局に交付する免許状には、無線通信規則第 S 18 条の規定により記載を必要とする

る事項を英語で併記する。

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

第1 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無線局免許状		免許の番号	識別信号
氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別	無線局の目的	運用許容時間	
免許の年月日	免許の有効期間		
通信事項			通信の相手方
移動範囲			
無線設備の設置/常置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 (何) 総合通信局長 (注) 印 </div>			

←----- 216 ミリメートル ----->

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

第2 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局
別表第六号の二の様式とし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、すべての事項を英語で併記する。

別表第六号の四 包括免許に係る免許状の様式（第 21 条の 2 関係）

第 1 特定無線局（法第 27 条の 2 第 1 号に掲げる無線局に係るものに限る。）

長
辺

特 定 無 線 局 免 許 状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の 番号	
包括免許の年月日		包括免許の 有効期間	
指定無線局数		運用開始の 期限	
通信の相手方			
包括免許人の事務所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備 考			
<p>法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方 に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用し てはならない。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(何) 総合通信局長 (注) 印</p>			

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第六号の五 無線局の免許状の訂正申請書の様式（第 22 条第 2 項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局の免許状の訂正申請書

年 月 日

総務大臣 殿（注 1）

電波法第 21 条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 免許状の訂正に関する事項（注 3）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 訂正を受ける箇所及び 訂正を受ける理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 申請者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許の場合を除く。）に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (4) ④の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長とする。

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

3 免許状の再交付の申請を行う場合又は登録上の再交付の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許状の再交付の場合	1 2 3	
2 登録状の再交付の場合	1 2 (③ ④) 3	

5 申請者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。

(1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（登録局に登録の番号）を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(4) ④の欄は、再交付を求める理由を記載すること。

7 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の七 登録又は包括登録の無線局に係る登録状の様式（第25条の21第2項関係）

無 線 局 登 録 状	
氏 名 又 は 名 称	
登 録 人 の 住 所	
無 線 設 備 の 規 格	
登 録 の 番 号	
登 録 の 年 月 日	
登 録 の 有 効 期 間	
無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
周波数及び空中線電力	
備 考	

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何) 総合通信局長 (注) 印

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第六号の八 登録状の訂正申請書の様式（第 25 条の 22 第 2 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録状の訂正申請書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注 1）

電波法第 27 条の 25 の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 登録状の訂正に関する事項（注 3）

① 登録の番号	
② 訂正を受ける箇所 及び訂正の理由	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 申請者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄及び②の欄は、次によること。
- (1) ①の欄は、現に登録を受けている登録局の登録の番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正の理由を記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号 無線局の廃止に係る届出書の様式（第 24 条の 3 第 2 項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局の廃止の届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注 1）

電波法第 22 条又は電波法第 27 条の 10 第 1 項の規定により、無線局を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 無線局の廃止に係る事項（注 3）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 廃止する年月日	
⑤ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 届出者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府

県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、コード表により該当するコードを記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局に基幹放送の種類コードを付記すること。
 - (2) ②の欄は、当該届出に係る無線局（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (3) ③の欄は、当該届出に係る無線局の免許の番号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (4) ④の欄は、無線局を廃止する年月日を記載すること。ただし、第24条の3第1項ただし書に基づく廃止の場合は、廃止した年月日を記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、次によること。
 - ア 第24条の3第1項ただし書の規定に基づく廃止の場合は、その理由を記載すること。
 - イ その他、必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 4 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号の二 特定無線局の廃止の届出書の様式（第24条の4第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局廃止届出書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注1）

電波法第27条の6第3項後段の規定により、開設した特定無線局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者（注2）

住 所	都道府県—市区町村コード [
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 特定無線局の廃止に係る事項（注3）

① 包括免許の番号	
② 特定無線局の番号	
③ 廃止した年月日	
④ 無線設備の工事設計の内容	
⑤ 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 届出者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、当該届出に係る特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
 - (2) ②の欄は、施行規則第15条の2第2項第1号又は第3号に規定する無線局の場合に限る。
 - (3) ③の欄は、特定無線局を廃止した年月日を記載すること。
 - (4) ④の欄は、無線設備の工事設計の内容のうち、適合表示無線設備の番号及び無線設備の製造番号を記載すること（施行規則第15条の2第2項第2号に規定する無線局の場合に限る。）。
 - (5) ⑤の欄は、包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨を記載すること。
- 4 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第七号の三 登録局の廃止の届出書の様式（第 25 条の 24 第 2 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の廃止の届出書

年 月 日

（何）総合通信局長 殿（注 1）

電波法第 27 条の 26 第 1 項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 登録局の廃止に係る事項（注 3）

① 廃止した年月日	
② 登録の番号	
③ 無線設備の製造番号	
④ 包括登録に係る全ての 登録局を廃止したとき は、その旨	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 届出者の欄は、次によること。

- (1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載するこ

と。

- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
- (1) ①の欄は、登録局を廃止した年月日を記載すること。
 - (2) ②の欄は、届出に係る登録の番号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、包括登録に基づき開設している登録局の無線設備の製造番号を記載すること。
 - (4) ④の欄は、包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨を記載すること。
- 4 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定の申請書の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄
(注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者（注2）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

3 電波法第27条の13第5項に規定する欠格事由（注3）

有 無

注1 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

2 申請者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法

人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
- 3 欠格事由については、申請者が、法第5条第3項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第1項各号及び第3項各号）に該当しないときは、その旨を記載すること。
- 4 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
 - (1) 提供する電気通信役務の種類（注1）
 - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容（注1）
 - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠（注1）
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域（注2）
- 4 希望する周波数の範囲（注3）
- 5 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注4）
- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの（注5）
 - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
 - (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 7 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては、当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては、同条の登録の申請に関する事項（注1）（注6）
- 8 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注7）（注8）
- 9 事業計画及び事業収支見積り（注7）（注9）
- 10 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 11 その他の事項
 - (1) 運用開始の予定期日（注10）

- (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注11）
- (3) 無線従事者の配置方針
 - ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注12）
 - イ 将来的な無線従事者の確保の方法
- (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注13）

- 注1 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
- 2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によつて無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。
 - 3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。
 なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
 - 4 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。
 なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。
 - 5 学術資料等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 6 電気通信事業法第9条の登録の申請に関する事項は、申請日（申請をしていない場合にあつては、同条の登録の申請の予定時期）及び申請内容（申請をしていない場合にあつては、予定している申請内容）について具体的に記載すること。
 - 7 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
 - 8 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地、建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。
 - 9 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。
 - 10 年月日を記載すること。
 - 11 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
 - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
 - (2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 12 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。
 - 13 法第27条の12第2項第6号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。
 - 14 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第九号 高周波利用設備の許可申請書の様式(第26条第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

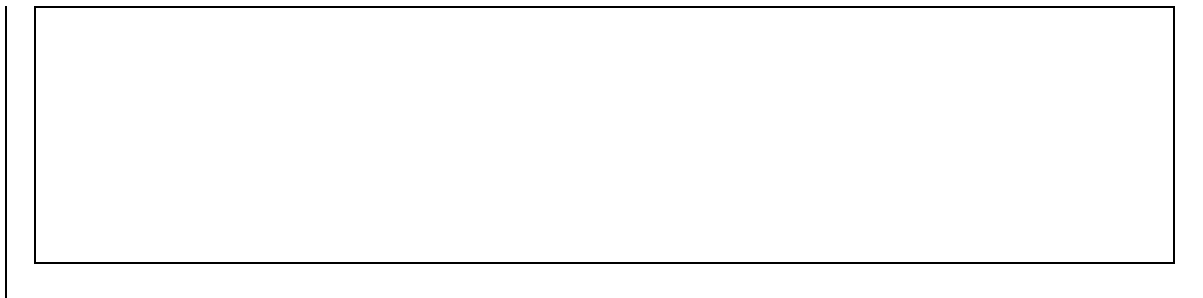
長 辺	高周波利用設備許可申請書	年 月 日
	(何) 総合通信局長 殿 (注1)	
	申請者(注2) 住所(法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地)	
	氏名	㊞
	高周波利用設備() (注3) を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 記載は、次によること。
- (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること(この場合には申請者の押印は必要としないこと。)
- 3 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 4 許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

別表第九号の二 高周波利用設備に係る添付書類の様式（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

高周波利用設備申請書届出書（注1）の添付書類 （装置分）（注2）						※整理 番号	
1 工 事 設 計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有		ア 遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造		<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観を示す図又は写真		
	<input type="checkbox"/> 無						
	(16) 設備規則第65条第1項における区別				(17) 定格入力電力		
	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生			(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生			
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図				
3 参考事項							
フリガナ						6 設備の種別	
4 氏名又は名称							
5 住所							
7 設置の目的							
8 設置場所							
9 高周波電流を通ずる線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号		11 許可の年月日		
※ 備考							



短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 不要の文字は抹消すること。
 2 2以上の装置を一の申請書又は届出書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。
 3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区別	記載する欄	備考	
1 電力線 搬送通信 設備、誘 導式通信 設備又は 誘導式通 信設備に おいては 「誘導式 通信設備 として設 けらるる もの」と 記載する こと。	(1) 新設許可の申請 (法第100条第1 項の許可の申請を いう。以下この表 において同じ。)の 場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、 (9)、(10)、(11)(注1)、(12)、 (14)及び(15)、3から8まで並 びに9(注1)	(注1) 電力線搬送通信 設備及び誘導式 通信設備の場合 に限る。 (注2) 行政手続等にお ける情報通信の 技術の利用に関 する法律(平成1 4年法律第151号) 第3条第1項の 規定による電子 情報処理組織を 使用せずに、申請 等を行う場合に おいては、記載事 項を変更する欄 に限る。
	(2) 変更の許可の申 請又は届出(法第1 00条第5項におい て準用する法第17 条の許可又は届出 をいう。以下この 表において同じ。)の 場合	1の(1)(注2)、(2)(注2)、 (3)(注2)、(4)(注2)、(8) (注2)、(9)(注2)、(10)(注 2)、(11)(注2)、(12)(注2)、 (14)(注2)及び(15)(注2)、 3、4、5、6(注3)、 7(注3)、8(注3)、9 (注3)、10並びに11	(注3) 8の欄又は9の 欄の記載事項を 変更する場合に 限る。 (注4) 設備規則第65 条第1項第1号 及び第3号の設 備であつて、400 MHzを超える周波 数で動作するも のの場合に限る。 (注5) 設備規則第65 条第1項第1号 の設備であつて、 400MHzを超える 周波数で動作す るものの場合に 限る。
2 医療用 設備、工業 用加熱設 備又は各 種設備	(1) 新設許可の申請 の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、 (6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、 (13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)(注 4)及び(19)(注5)並びに 2から8まで	(注3) 8の欄又は9の 欄の記載事項を 変更する場合に 限る。 (注4) 設備規則第65 条第1項第1号 及び第3号の設 備であつて、400 MHzを超える周波 数で動作するも のの場合に限る。 (注5) 設備規則第65 条第1項第1号 の設備であつて、 400MHzを超える 周波数で動作す るものの場合に 限る。
	(2) 変更の許可の申 請又は届出の場合	1の(1)(注2)、(2)(注2)、 (3)(注2)、(4)(注2)、(5) (注2)、(6)(注2)、(7)(注 2)、(8)(注2)、(9)(注2)、 (10)(注2)、(12)(注2)、(13) (注2)、(14)(注2)、(15)(注 2)、(16)(注2)、(17)(注2)、 (18)(注2)及び(注4)並 びに(19)(注2)及び(注5)、 2(注2)、3、4、5、 6(注3)、7(注3)、8 (注3)、10並びに11	(注3) 8の欄又は9の 欄の記載事項を 変更する場合に 限る。 (注4) 設備規則第65 条第1項第1号 及び第3号の設 備であつて、400 MHzを超える周波 数で動作するも のの場合に限る。 (注5) 設備規則第65 条第1項第1号 の設備であつて、 400MHzを超える 周波数で動作す るものの場合に 限る。

- 4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
 5 1の(1)の欄から(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1、第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、……」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1の(1)の欄から(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。こ

の場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅 又は周波数変動幅	(4) 高周波出力
第1、第2 第3～第10	255kHz 355kHz	水晶発振	6 kHz 40kHz	100W

- 6 1の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。
- 7 1の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。
- 8 1の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6 kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅（負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。）を使用周波数を基準として「(±) 100kHz」のように記載すること。
- 9 1の(4)の欄は、最大出力を「1 kW」のように記載すること。
- 10 1の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。
- 11 1の(6)の欄は、高周波発生装置の筐体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

(装置の別)	(6) 装置内電源ろ波器
第1～第3 第4～第10	無 有

- 12 1の(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。
- 13 1の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 14 1の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。
- (記載例) 第1～第3 有(共用)
第4、第5 有(個別)
第6 無
- 15 1の(13)の欄は、次によること。

(1) 遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造（寸法、形状及び接地箇所の数）を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア 遮蔽室 有 無 (第1～第3、第6)
材料 厚さ1mm亜鉛鍍鉄板(径5mm円孔打抜き)
構造 3m×4m×2.5m 接地1

(2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り(1階)」、「鉄筋コンクリート造(2階)」のように記載すること。

- 16 1の(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
- 17 1の(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区別	添付する図面	内容

1 電力線搬送通信設備	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所、各支線の分岐点並びに固定装置（送信装置に限る。）の設置場所（構内及び構外）付近における他の送電線等の施設状況を併せて表示すること。
2 誘導式通信設備	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの（当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。）
3 誘導式読み書き通信設備	(1) イの図 (2) ウの図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	(1) ウの図	装置の外観を示す図又は写真

18 1の(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19 1の(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1の(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1の(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建築物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。

23 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離

における磁界強度が $37.1 + 20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ デシベル（毎メートル1マイクロアンペアを0デシ

ベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

イ 実験の期間

ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

エ 混信等の対策

(ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法

(イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

- (ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等
- オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）
- (ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備
- (イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備
- (ウ) 実験設備を接続する配電線
- (エ) 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備
- カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項
- (3) その他参考となる事項
- 24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 26 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「(何)業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。
- 28 8の欄は、次によること。
- (1) 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載すること。
- (2) 移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、(1)の設置場所に準じて記載するものとする。
- (3) 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は、次によること。
- ア 設置場所が同一である装置ごと一括して記載すること。
- イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし、移動する装置で受信装置のみのものについては記載を要しない。
- ウ 変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。
- 29 9の(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9の(2)の欄は、「(何)変電所～(何)変電所」のように記載すること。
- 30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 31 添付書類（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。
- (1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5の欄から11の欄まで（8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

別表第九号の三 高周波利用設備に係る添付書類の様式（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第26条第2項及び第29条第1項関係）

高周波利用設備 申請書 届出書 (注1) の添付書類 (設備分) (注2)				※整理 番号		
1 工 事 設 計	(設備の別)	(1) 使用周 波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号	
	(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波 の電流		(7) 電力線への伝導妨害波 の電圧		
	<input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項 第2号(1)に規定する設 備 <input type="checkbox"/> 施行規則第44条第2項 第2号の(2)に規定する 設備					
	(8) 通信線又はそれに相当 する部分への伝導妨害波 の電流		(9) 放射妨害波の電界強度		(10) 他の広帯域電力線搬送 通信設備（同一の者が占 有する連続した敷地内に 設置されたものを除く。） との通信	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(11) 屋外の電力線（コンセ ントに直接接続される電 力線及びこの電力線の状 態と同様の電力線を除 く。）の使用		(12) 電力線の片線の設置		(13) 電力線等への分岐線の 直列接続又は電力線等の 片線のみへのスイッチ若 しくは負荷の接続	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(14) その他の工事設計					
	2 参 考 事 項					
フリガナ						
3 氏名又は名称						
4 住 所						
5 設 置 場 所						
6 許可の番号		7 許可の年月日				
※ 備 考						

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 不要の文字は抹消すること。
- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
 - 3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
 - 4 1の(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
 - 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲）を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
 - 6 1の(5)から(9)までの欄は、次によること。
 - (1) 1の(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備又は同号の(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。
 - (2) 1の(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (3) 1の(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (4) 1の(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (5) 1の(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
 - (6) (2)から(5)までの記載に当たっては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
 - 7 1の(10)から(13)までの欄は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。
 - (1) 1の(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (2) 1の(11)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (3) 1の(12)の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (4) 1の(13)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - 8 1の(14)の欄は、1の(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
 - 9 2の欄は、第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。
 - 10 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、フリガナを付けること。
 - 11 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- 12 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載すること。
- 13 6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。
- 14 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(13)までに変更があつた場合は、1の(14)の欄も記載すること。）。
- 15 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 16 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第十号 高周波利用設備許可状の様式（第27条第1項関係）

高周波利用設備許可状			
許可の番号		許可の年月日	
設置者の氏名 又は名称		設備の種別	
設置者の住所			
設置の目的			
設置場所			
高周波 電流を 通ずる 線路	種別		
	区間		
備考			
年 月 日			
(何) 総合通信局長(注) 印			

長
辺

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 ①の欄から⑤の欄までの記載は、次によること。

- (1) ①の番号の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- (2) ②の欄は、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。
- (3) ③の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において空中線電力は、運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。
- (4) ④の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。
 - (ア) 外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨
 - (イ) 外国の無線局の無線設備を使用して本邦内において無線局を開設する場合には、その旨
- (5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号の二 外国の無線局の運用許可申請書の添付書類の様式（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。）（第31条第4項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

外国の無線局の運用許可申請書の添付書類

外国の人工衛星の軌道、位置等	
通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間	
人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項	
人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外）に関する事項	
通信の制御に関する事項	
添付図面	<input type="checkbox"/> 業務区域を示す図 <input type="checkbox"/> 宇宙通信系概念図 <input type="checkbox"/> 周波数配列図 <input type="checkbox"/> 通信路構成図
備考	

注1 記載事項及び図面の内容が、現に包括免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を記載して、当該事項の記載及び図面の添付を省略することができる。

2 外国の人工衛星の軌道、位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

（記載例） 対地静止衛星軌道 E 135°
 緯度の変動幅 ±0.2°
 経度の変動幅 ±0.1°

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類

3 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間の欄には、次の事項を記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する事項の記載を省略することができる。

(1) 打上げ予定時期

- (2) 特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数
- (3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間
- 4 人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。
(記載例) 何地球局 何国何州何市
- 5 人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項の欄には、本邦内において運用される特定無線局を制御及び管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。
(記載例) 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市
- 6 通信の制御に関する事項の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。
 - (1) 本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統
 - (2) 本邦内において運用される特定無線局の制御及び管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所
(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市
 - (3) 申請者が実施可能な特定無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）
(記載例) 電波の発射（開始、停止）、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御
- 7 添付図面の欄に掲げる図面を添付し、添付した図面の該当欄の口にレ印を付けること。このうち、周波数配列図には、人工衛星局及び人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない地球局（人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局を含む。）の周波数配列を記載すること。
- 8 備考欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合は、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。
- 9 その他参考となる事項がある場合は、備考欄に記載すること。
- 10 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十二号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第31条の3第3項（第31条の4及び第31条の5において準用する場合を含む。）関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局の運用の特例に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

- 電波法第70条の7第2項の規定により、無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項の規定により、無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第70条の9第2項において準用する同法第70条の7第2項の規定により、登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1 届出者（注3）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 非常時運用人（電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下同じ。）に運用させた無線局の免許又は登録の番号

3 非常時運用人（注4）

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
連絡先	

4 非常時運用人による運用の期間

5 無線設備の製造番号(特定無線局(電波法第 27 条の 2 第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。)又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。)

6 欠格事由に関する事項(電波法第 70 条の 8 第 1 項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第 70 条の 9 第 1 項の規定により登録局を運用させた場合に限る。) (注 5)

無線局の運用を行った者は、電波法第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しません。

登録局の運用を行った者は、電波法第 27 条の 20 第 2 項各号 (第 2 号を除く。) のいずれにも該当しません。

7 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に係る届出の場合は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務局長を含む。)に宛てること。

2 運用の特例に係る届出の種別により、該当する にレ印を付けること。

3 届出者の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4 非常時運用人の欄は、次によること。

(1) 住所については、都道府県コード及び郵便番号を記載し、非常時運用人が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 非常時運用人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

ただし、非常時運用人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 連絡先については、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。
- 5 欠格事由については、該当する□にレ印を付けること。
- 6 届出書の様式は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

- 登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）の一部を改正する省令案 別表

別表第八号 点検結果通知書の様式（第 21 条関係）

法第 10 条第 2 項、第 18 条第 2 項及び第 73 条第 3 項の点検を依頼した者あて通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
（1 枚目）

年 月 日

点 検 結 果 通 知 書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者 宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注 1） 印
登録番号
点検員の氏名

登録検査等事業者等規則第 2 条第 2 項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。（注 2）

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注 3）	
識別信号（注 4）			
点 検 項 目		点 検 結 果	
第 1 無線従事者の資格及び員数			
1 選任されている無線従事者の資格及び員数		資 格 名	員 数
2 選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力		所有 効力	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
4 主任無線従事者を選任している場合は監督の事実		監督の事実	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
5 主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実		講習の受講	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 年 月 日受講
6 遭難通信責任者の配置		配置	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>
第 2 時計及び書類			
1 時計の備付け		備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
2 無線局免許状の備付け（注 5）			有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存		備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>

	保存 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	記載内容	
4 その他の書類の備付け	備付書類	現行化
		されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

- 注1 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。
- 2 登録外国点検事業者の点検の場合は、「第2条第2項」とある部分は「第9条第2項」と、「業務実施方法書」とある部分は「外国業務実施方法書」とする。
- 3 法第10条第2項の規定による点検の場合は、予備免許通知書の番号を記載すること。
- 4 包括免許に係る特定無線局の点検の場合は「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。
- 5 船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「無線局免許状の備付け」とあるのは、「無線局免許状の掲示」とする。

(2枚目)

点 検 項 目		点 検 結 果	
第3-1-1 無線設備 (照合/確認) 【無線局事項書関係】			
1 免許人 (予備免許を受けた者を含む。)		合致 <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/>	相違事項
2 無線設備の設置場所 (常置場所) * 無給電中継装置を含む。		合致 <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/>	相違事項
3 無線設備の設置個所			
4 電波法第35条の措置		されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>	
5 船舶又は航空機関係事項	【船舶局】	所 有 者 名	
		船 舶 の 用 途	
		航 行 区 域	
		国 際 航 海 の 有 無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		総 ト ン 数	
		旅 客 定 員	
		主 たる 停 泊 港	
		船 舶 番 号	
		漁 船 登 録 番 号	
		信 号 符 字	
	【航空機局】	所 有 者 名	
		航 空 機 の 用 途	
		航 空 機 の 型 式	
		航 行 区 域	
		定 置 場	
		登 録 記 号	
		航空法第60条への 該 当	する <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>

(3枚目)

第3-1-2 無線設備 (照合/確認) 【工事設計書関係】					
1 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数	【送信装置】	電波の型式		周波数	
	【受信装置】	電波の型式		周波数	
2 送受信設備、特殊な設備及び附属装置の型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等	【送受信設備】	型式又は名称	製造番号	型式検定番号等	
	【特殊な設備】	型式又は名称	製造番号	型式検定番号等	
	【附属装置】	型式又は名称	製造番号	型式検定番号等	
3 周波数測定装置の備付け	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/>				
4 空中線系	型式	構成	高さ	偏波面	位置
5 電源設備					
6 計器、予備品、非常灯、制御器の照明及び連絡設備					

(4 枚目)

第3—2 無線設備 (電气的特性の点検)
(注1、注2及び注5)
第3—3 無線設備 (総合試験)
総合試験の状況 (注3、注4及び注5)

注1 別表第七号 (無線設備の電气的特性の点検) を行った結果を記載すること。

2 電气的特性の点検に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を記載すること。ただし、当該較正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を併せて記載すること。

3 別表第七号 (総合試験) の点検を行った結果を記載すること。

4 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号を記載すること。

5 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。